

介護保険

令和2年度

ガイドブック

くらしをささえる制度があります！



鳥栖地区広域市町村圏組合

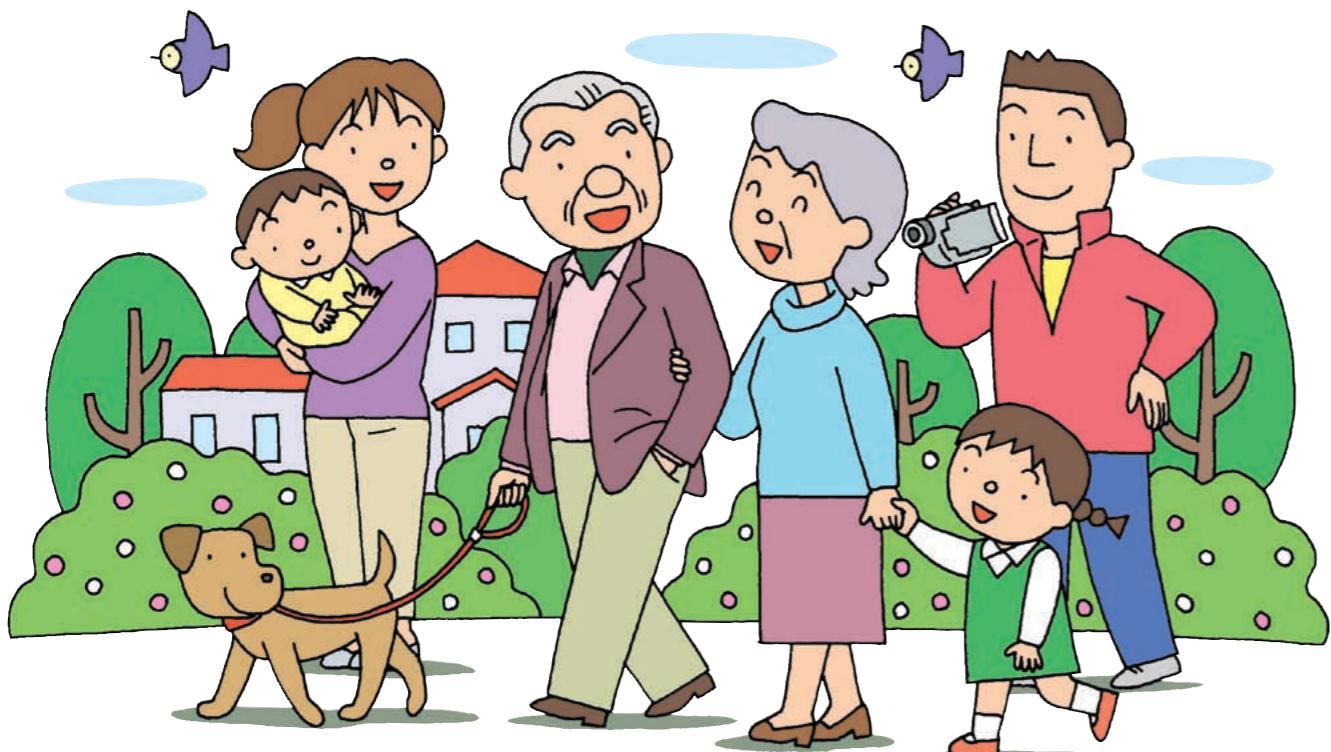


もくじ

*掲載している内容については、今後見直される場合があります

介護保険の目的と理念

- 介護保険法では、目的を「(要介護者が) 尊厳を保持し、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う」と規定しています。
- 保険給付は、「要介護状態等の**軽減又は悪化の防止に資する**よう行われるとともに、**医療との連携**に十分配慮して行われなければならない」と規定しています。
- 国民の努力及び義務としては、「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に**健康の保持増進に努める**とともに、要介護状態となった場合でも、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努めるものとする**」と規定しています。



介護保険のしくみ	4
介護保険のしくみについて知りましょう	
要介護認定	6
介護保険のサービスを利用するには 要介護認定の申請または 基本チェックリストの実施が必要です	
ケアプラン	10
ケアプラン・介護予防ケアプランを作成します	
利用者の負担	12
介護(介護予防)サービスまたは一部の介護予防・ 生活支援サービスはかかった費用の一部を負担します	
介護サービス（要介護1～5）	16
介護保険で利用できるサービス 介護サービス（居宅サービス）	
施設サービス（要介護1～5）	20
介護保険で利用できるサービス 施設サービス	
介護予防サービス（要支援1・2）	22
介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス	
生活環境を整えるサービス	26
介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス	
地域密着型サービス	30
介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス	
地域包括支援センター	33
地域包括支援センターを利用しましょう	
地域包括ケア	34
住み慣れた地域で安心して 暮らし続けられるように	
介護予防・日常生活支援総合事業	36
認知症初期集中支援チーム 医療・介護連携 生活支援体制整備事業	
介護保険料	42
介護保険はみなさんが納める保険料を 財源としています	
事業所一覧	46

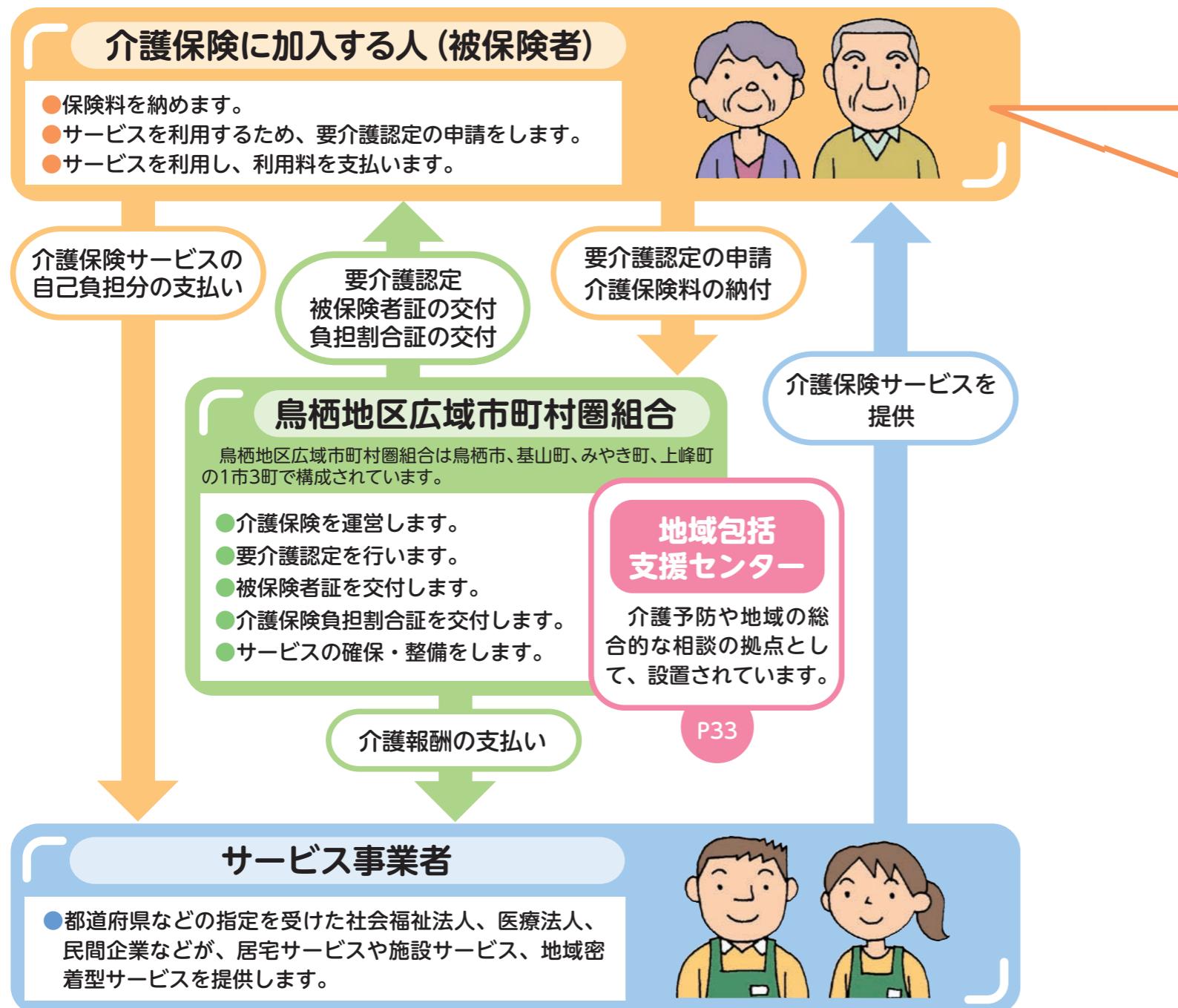
介護保険はささえあいの制度です

介護保険のしくみについて知りましょう



介護保険制度は、介護の不安や負担を社会全体で支えるしくみです。高齢になっても、必要な介護サービスを選び、利用することによって、住みなれた家や地域で自立して、いきいきと暮らしていくことができます。

介護保険の運営は鳥栖地区広域市町村圏組合が行います。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

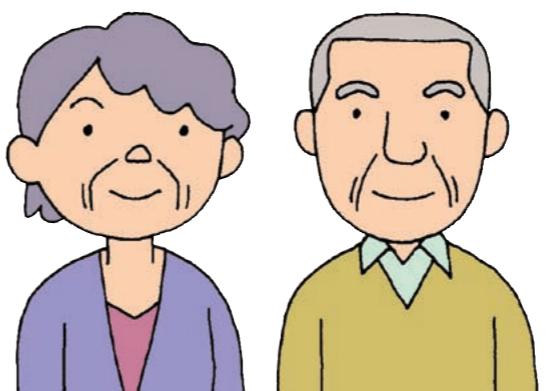


40歳以上の人人が介護保険の被保険者になります

被保険者は年齢により2種類に分けられます。

介護や支援が必要と認められた場合、介護保険のサービスが利用できます。

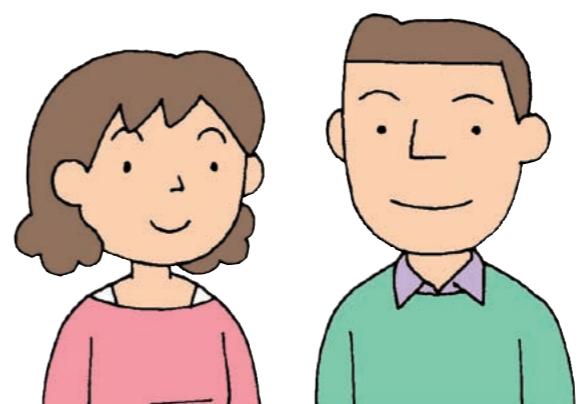
65歳以上の人



→ 第1号被保険者

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったときに、鳥栖地区広域市町村圏組合の認定を受け、サービスを利用します。

40～64歳の人



→ 第2号被保険者

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となったときに、鳥栖地区広域市町村圏組合の認定を受け、サービスを利用します。

特定疾病

- 筋緊縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症（アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病等）
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症（ウェルナー症候群等）

- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
- 閉塞性動脈硬化症
- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回

- 復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
 - 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎）
 - 両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症

要介護認定までの流れを確認しましょう

介護保険のサービスを利用するには
要介護認定の申請または
基本チェックリストの実施が必要です



サービスを利用する流れ

1 相談

介護や支援が必要と感じたら、まず地域包括支援センターや市区町村の窓口に相談しましょう

※40~64歳（第2号被保険者）は、基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業は利用できませんので要介護認定の申請を行ってください。

相談の内容によって

介護保険を利用したい人など

2 要介護(要支援)認定の申請をします

介護保険サービスの利用を希望する人や
介護や支援が必要とみられる人は、要介護認定の申請をします。申請は本人や家族のほかに、地域包括支援センターまたは市町で定められた指定居宅介護支援事業所や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。



- 申請には以下のものが必要です
 - 要介護・要支援認定申請書
 - 介護保険被保険者証
 - 健康保険被保険者証(第2号被保険者の場合)
 - 認印
 - 本人確認書類
 - マイナンバーカード(または通知カード等)

★申請書には主治医の氏名、医療機関名などを記入します。
主治医がない場合には窓口にご相談ください。

総合事業を利用したい人など

2 窓口で基本チェックリストを行います

心身や日常生活の状態など25項目のチェックを行い、生活機能を調べます。

生活機能の低下が見られる方
(=事業対象者)

介護予防・
生活支援
サービス事業を
利用できます

P38

元気な高齢者

市町が実施する
一般介護
予防事業を
利用できます

P37

3 認定調査が行われます

- 認定調査
- 主治医意見書

職員などが居宅等を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聴き取り調査などをします。(全国共通の調査票が使われます)

利用者本人の主治医に鳥栖地区広域市町村圏組合から依頼し介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。(申請時に「予診票」をお渡ししておりますので申請後2週間以内に主治医に持参してください)



注意
認定調査を受けるときは…

体調のよいときに調査を受ける
いつもと違う体調のときでは正しい調査ができないことがあります。

家族などに同席してもらう
家族などいつもの介護者に同席してもらえば、より正確な調査ができます。

困っていることはメモしておく
緊張などから状況が伝えきれないこともあります。困りごとなどはメモしておきましょう。

日常使っている補装具があれば伝える
つえなど日常使っている補装具がある場合は、使用状況を伝えましょう

4 審査・判定が行われます

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定(一次判定)が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定(二次判定)されます。

- コンピュータ判定の結果…公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。(一次判定の結果)
- 特記事項…調査票には盛り込めない事項などが記入されます。
- 主治医意見書…かかりつけ医が作成した心身の状況についての意見書。

介護認定審査会が審査・判定(二次判定)

鳥栖地区広域市町村圏組合が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。

審査結果にもとづいて 認定結果が通知されます



要介護1~5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。
介護保険の介護サービスが利用できます。

P10

要支援1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。
介護保険の介護予防サービスと介護予防・生活支援サービスが利用できます。

P10

非該当

生活機能の低下により将来的に要支援などへ移行する危険性がある人などです。
介護保険のサービスは利用できませんが、基本チェックリストを実施した結果、生活機能の低下が見られる方(事業対象者)は、介護予防・生活支援サービス事業を利用することができます。

P10

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期限は新規の場合は原則6か月（介護認定審査会の意見に基づき認定の有効期限を12か月に延長する場合もあります）、更新認定の場合は原則12か月（状態が安定と判定されれば最大で36か月に延長）です。（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

こんなときは？

申請後、認定結果が通知されるまでの間に 介護サービスを利用したいとき

申請した後、認定結果が通知されるまでの間も介護サービスを利用することができます。その場合は「暫定ケアプラン」を作成して鳥栖地区広域市町村圏組合に届け出ると、介護サービスを受けることができます。

こんなときは？

認定結果に納得できないとき

要介護(要支援)認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の窓口までご相談ください。その上で納得できない場合には、通知を受け取った日から3か月以内に、都道府県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求することができます。

※審査結果が通知されるまでの間は、認定された要介護状態区分でサービスを利用します。

こんなときは？

要介護(要支援)認定の有効期間内に 心身の状態が変化したとき

有効期間内に心身の状態が変化して、現在の要介護状態区分に該当しなくなった場合には、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町に区分の変更を申請してください（手続きは初回と同じ）。

契約するときの注意点、 サービスに苦情や不満があるとき

契約するときの注意点は？

居宅介護支援事業者やサービス提供事業者などと契約を交わす際は、以下のようなことに注意しましょう。



契約の目的 …契約の目的となるサービスが明記されているか。

契約の当事者 …利用者と事業者との間の契約になっているか。

指定事業者 …都道府県等から指定された事業者か。

サービスの内容 …利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。

契約期間 …サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。

利用者負担金 …利用者負担金の額や交通費の要否などの内容が明記されているか。

利用者からの解約 …利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されているか。

損害賠償 …サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。

秘密保持 …利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっているか。

※契約書には上の項目以外にも様々な項目があります。よく読み、また不明なところは説明を受けて確認しましょう。

サービスに苦情や不満があるときは？

介護（予防）サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者に相談しやすいときは、下のような相談先もあります。

「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくと安心です。



「鳥栖地区広域市町村圏組合」に相談

相談や苦情の内容をもとに、「鳥栖地区広域市町村圏組合」で事業者を調査して指導します。



「地域包括支援センター」や「消費生活センター」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。また最寄りの「消費生活センター」に相談することもできます。



「国保連合会」に相談

市区町村での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連合会（国民健康保険団体連合会）に申し立てるることができます。



どんな介護や支援が必要か確認しましょう

どんな介護や支援が必要か確認しましょう ケアプラン・介護予防ケアプランを作成します

介護サービス、介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスとともに、個人の心身の状態に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランを作り、それにもとづいてサービスを利用します。

ケアプラン・介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。



■居宅介護支援事業者とは

市区町村の指定を受け、ケアマネジャーを配置している事業者です。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整します。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

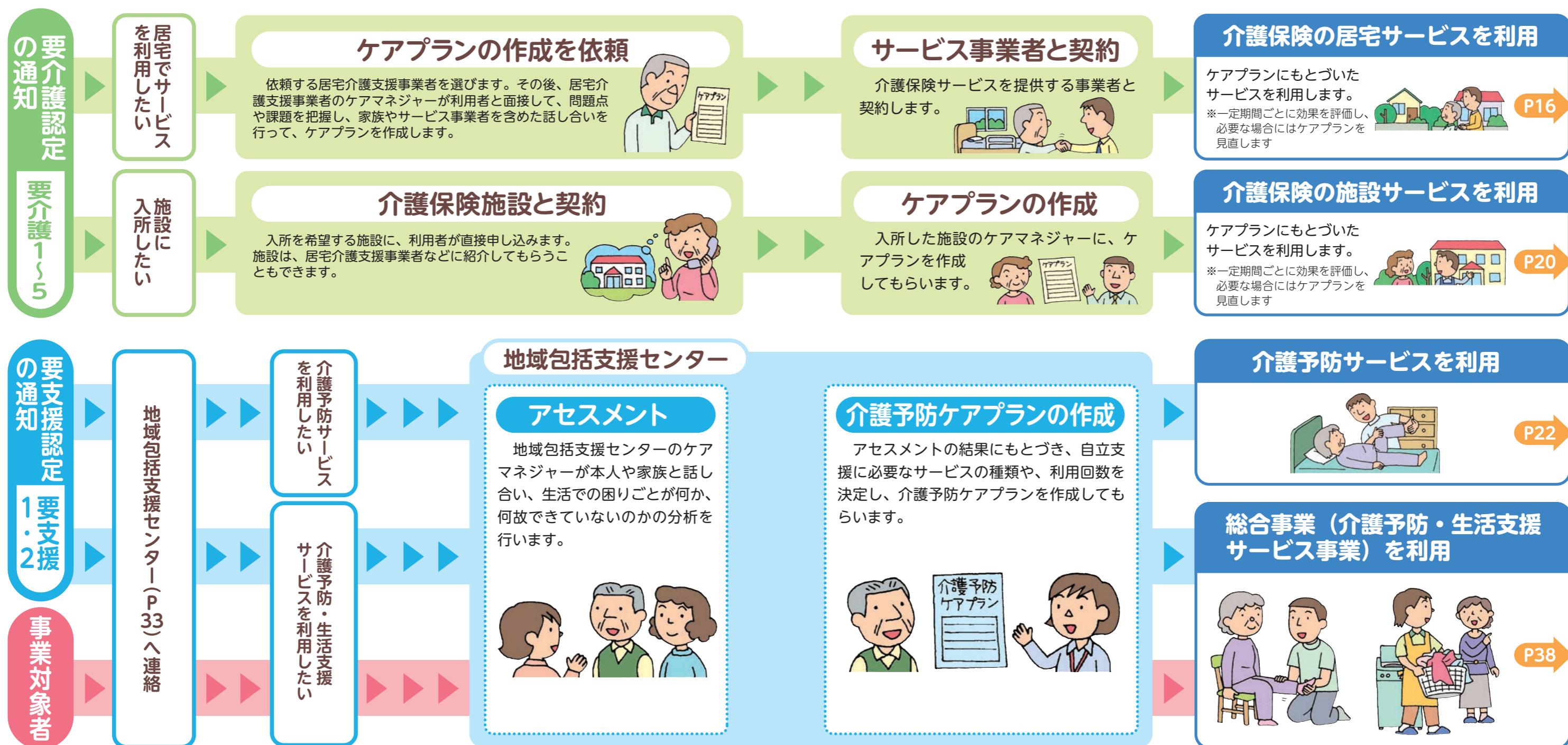


ケアプラン

■ケアマネジャー(介護支援専門員)とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護保険サービスの利用にあたり次のような役割を持っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 利用者の希望を踏まえたケアプランを作成します。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。





サービスにかかった費用の一部を負担します

介護(介護予防)サービスまたは一部の 介護予防・生活支援サービスは かかった費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割、2割または3割をサービス事業者に支払います。



3割負担になる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

2割負担になる人

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

上記に該当しない人は、1割負担になります



介護保険負担割合証が発行されます

要介護認定を受けた人及び事業対象者全員に、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

居宅サービスの費用について

居宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

1か月の居宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	支給限度額
事業対象者	50,320円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります

支給限度額が適用されないサービス

要支援1・2の人のサービス
●介護予防居宅療養管理指導
●介護予防特定施設入居者生活介護
●介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
●特定介護予防福祉用具販売
●介護予防住宅改修費支給

要介護1～5の人のサービス
●居宅療養管理指導
●特定施設入居者生活介護
●認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
●地域密着型特定施設入居者生活介護
●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
●特定福祉用具販売
●住宅改修費支給

例 要介護1の人が、1か月180,000円分のサービスを利用した場合の利用者負担額（1割負担の場合）



介護保険を利用しやすくするために 利用者負担の軽減制度があります



1か月の利用者負担が上限額を超えたとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます（福祉用具購入や住宅改修にかかる自己負担分、施設における食費、居住費等は対象になりません）。

●高額介護サービス費等に該当する方には、「介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書」を送付しますので、必要事項に記入・押印し、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町に提出してください。（原則申請は初回のみ）

利用者負担の上限額（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
(1)現役並み所得者（同一世帯に属する第1号被保険者の中に課税所得145万円以上の人）	44,400円
(2)一般 ((1)、(3)、(4)以外)	44,400円*
(3)住民税世帯非課税	24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
(4)・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円（個人） 15,000円

*1割負担の被保険者のみの世帯は、平成29年8月から3年間に限り、年間446,400円を上限とする緩和措置があります。

高額介護サービス費等支払資金貸付制度について

高額介護（予防）サービス費の支給対象者で介護（予防）サービス費の支払が困難な方に、高額介護（予防）サービス費の支給を受けるまでの間、資金を貸付ける制度です。

サービス利用月ごとに利用者負担分をいったん全額支払い、領収書とともに申請書を提出し認められると貸付が受けられます。

資金貸付の対象者は、①から④の全てを満たす方です。ただし、貸付に係る介護サービスが第三者の行為によって生じた介護サービスである場合は除きます。

- ①介護保険の資格を有していること。
- ②高額介護サービス費等の支給を受ける見込みがあること。
- ③介護保険料を滞納していないこと。
- ④保険給付差止（法第68条第1項）の記載がなされていないこと。

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。それらを合算して年額の限度額が設けられました。限度額を超えた分は、申請して認められると後から支給されますので、みなさんの負担が軽減され、安心して介護や医療のサービスを利用できます。

介護保険の自己負担額

月額で限度額が設けられています
「高額介護サービス費等」

医療保険の自己負担額

月額で限度額が設けられています
「高額療養費」

高額医療・高額介護合算制度

それを合算し、
年額で限度額を設けます

限度額は年額で計算されます

毎年8月1日から翌年7月31日までを合算します。詳しくは自己負担限度額の表をご覧ください。

世帯ごと・医療保険者ごとに合算します

介護保険と医療保険の両方に、自己負担額がある世帯を対象とします。食費や居住費、差額ベッド代などは合算の対象となりません。

70歳以上の人すべての自己負担額を合算の対象にできますが、70歳未満の人の医療保険の自己負担額は、1か月21,000円以上のものを合算の対象とします。

介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

自己負担額の合算額から利用者負担限度額を差し引いたとき、500円以上となる場合に限り支給されます。

◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得 基礎控除後の総所得金額等	70歳未満の 人がいる世帯	所得区分	70～74歳の 人がいる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税世帯非課税	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

*低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です

高額合算の申請のしかた

申請先は、毎年7月31日現在の加入医療窓口になります。

国保・後期に加入している方

1 医療保険の窓口に「支給申請」を提出します。

（ワンストップサービスの実施により、介護分の自己負担額証明書の添付は必要ありません。）



2 申請後、医療保険で支給額の計算をします。



3 医療保険から、介護保険へ算出した額を通知します。



社会保険・共済保険等に加入している方

1 介護保険の担当窓口に「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を提出します。



3 ②でもらった「自己負担額証明書」を添付して、医療保険の担当窓口に支給の申請をします。



2 介護保険の担当窓口から「自己負担額証明書」を交付してもらいます。



4 医療保険で支給額の計算をします。 5 医療保険から介護保険へ算出した額を通知します。 6 医療保険と介護保険の両方から、みなさんに支給される額が通知され、支給されます。

要介護1～5の人が利用できるサービスです

介護保険で利用できるサービス

介護サービス（居宅サービス）

居宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。



- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。利用者負担の割合についてはP12参照。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。
- 共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスが利用できます。詳しくはお問い合わせください。

居宅での生活の手助けをしてほしい

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問して、利用者が自立した生活ができるよう食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・洗濯、掃除などの日常生活上の援助をします。通院などを目的とした乗降介助も行います。



●利用者負担のめやす（1割の場合）

身体介護中心（20分以上30分未満の場合）	249円
-----------------------	------

生活援助中心（20分以上45分未満の場合）	182円
-----------------------	------

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます

通院等のための乗車または降車の介助（1回につき）	98円
--------------------------	-----

※移送にかかる費用は別途負担が必要です

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助をします。



●利用者負担のめやす（1割の場合）

1回	1,256円
----	--------

居宅でリハビリを受けたい

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、利用者が自立した生活ができるようリハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす（1割の場合）

1回*	292円
-----	------

*20分間リハビリテーションを行った場合

居宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

●利用者負担のめやす（1割の場合）

訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき）	297円
--	------

訪問看護ステーションからの訪問の場合（30分未満の場合）	469円
------------------------------	------

病院または診療所からの訪問の場合（30分未満の場合）	397円
----------------------------	------

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます
※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり

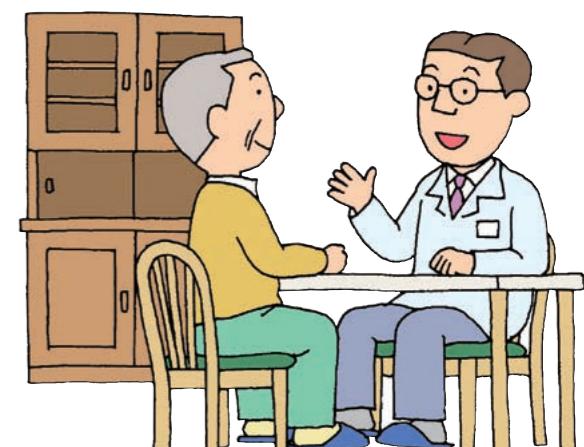


居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

●利用者負担のめやす（1割の場合）

医師・歯科医師の指導の場合（月2回まで）	509円
----------------------	------



施設に行って支援やリハビリを受けたい

通所介護(デイサービス)

通所介護施設に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、利用者が自立した生活ができるよう機能訓練などを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす(1割の場合) 通常規模の事業所の場合〈7時間以上8時間未満の場合〉

要介護1	648円
要介護2	765円
要介護3	887円
要介護4	1,008円
要介護5	1,130円

※送迎を含む
※個別の機能訓練を行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要になります

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療施設などに通い、食事・入浴・排せつなどの介護や、利用者が自立した生活ができるよう生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす(1割の場合) 通常規模の事業所の場合〈7時間以上8時間未満の場合〉

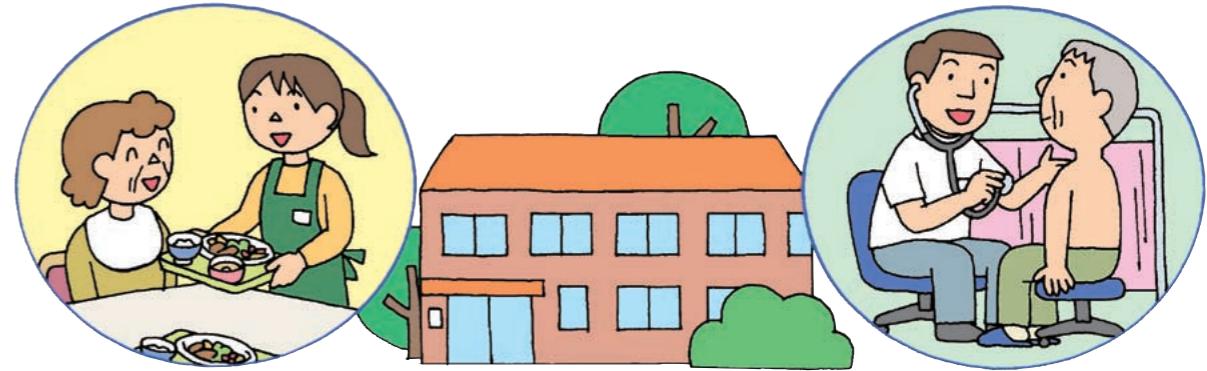
要介護1	716円
要介護2	853円
要介護3	993円
要介護4	1,157円
要介護5	1,317円

※送迎を含む
※個別のリハビリテーションを行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要になります

施設に入所してサービスを受けたい

短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす(1割の場合) 短期入所生活介護 介護老人福祉施設 併設型・多床室の場合〈1日につき〉

要介護1	586円
要介護2	654円
要介護3	724円
要介護4	792円
要介護5	859円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります
※低所得の方は食費と滞在費が軽減されます。(P20参照)

短期入所療養介護 介護老人保健施設 多床室の場合〈1日につき〉

要介護1	829円
要介護2	877円
要介護3	938円
要介護4	989円
要介護5	1,042円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります
※低所得の方は食費と滞在費が軽減されます。(P20参照)

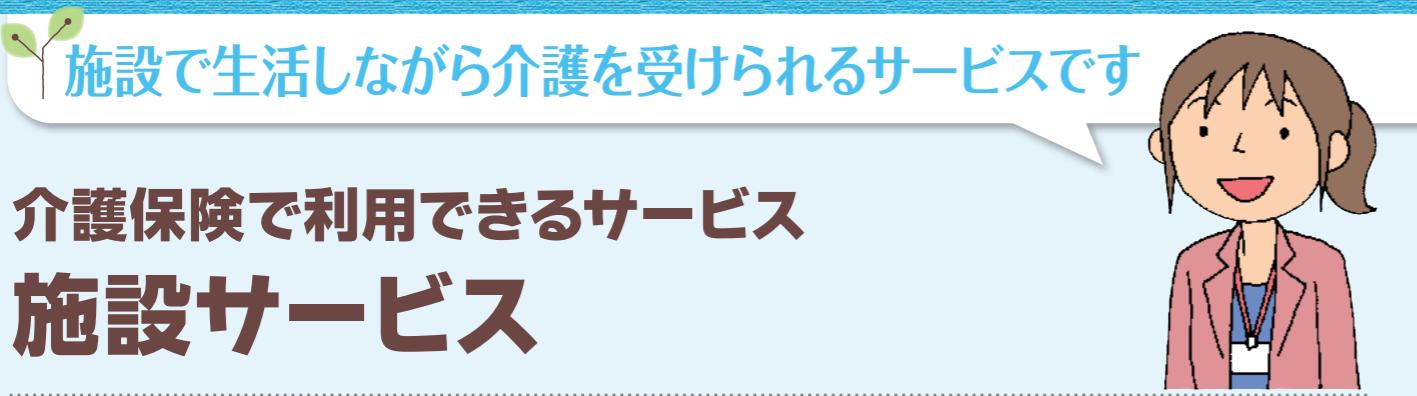
特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす(1割の場合)〈1日につき〉

要介護1	536円
要介護2	602円
要介護3	671円
要介護4	735円
要介護5	804円





介護保険で利用できるサービス 施設サービス

施設サービスは、介護が中心か治療が中心などによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。要支援1・2の人及び事業対象者は、施設サービスは利用できません（介護老人福祉施設のみ要介護1・2の人も原則として新規入所できません）。

施設サービスの費用について

施設サービスを利用した場合、サービス費用の1割、2割または3割に加えて、食費、居住費、日常生活費を施設に支払います。

**サービス費用の
1割、2割または3割** + 食 費 + 居住費 + 日常生活費

■基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）
利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、水準となる額が定められています。

- 居住費……ユニット型個室 2,006円、ユニット型個室的多床室 1,668円、
従来型個室 1,668円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円）、
多床室 377円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円）
- 食 費……1,392円

低所得の人は食費と居住費が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。

- ①住民税世帯非課税でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合
②住民税世帯非課税（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合
①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護サービス費等の給付の対象にはなりません。

●負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の 負担限度額	
	ユニット型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室		
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者／生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円を超える人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります

施設で生活しながらサービスを受けたい

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を提供します。



●新規入所は、原則として要介護3以上の人に対する対象です。

※ただし、すでに入所している要介護1・2の人（要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む）や、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できる経過措置が設けられています。また、要介護1・2で認知症などを抱えている場合で、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

●利用者負担のめやす（1割の場合）〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	16,770円	16,770円	19,140円
要介護2	18,810円	18,810円	21,150円
要介護3	20,910円	20,910円	23,340円
要介護4	22,950円	22,950円	25,380円
要介護5	24,960円	24,960円	27,390円

介護老人保健施設 (老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を提供します。

●利用者負担のめやす（1割の場合）〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,030円	23,250円	23,430円
要介護2	22,380円	24,690円	24,780円
要介護3	24,240円	26,520円	26,640円
要介護4	25,800円	28,050円	28,230円
要介護5	27,330円	29,670円	29,790円

介護療養型医療施設 (療養病床等)

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどを提供します。

●利用者負担のめやす（1割の場合）〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	19,350円	22,470円	23,130円
要介護2	22,440円	25,590円	26,250円
要介護3	29,190円	32,310円	32,970円
要介護4	32,040円	35,190円	35,850円
要介護5	34,620円	37,740円	38,400円

介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを提供します。

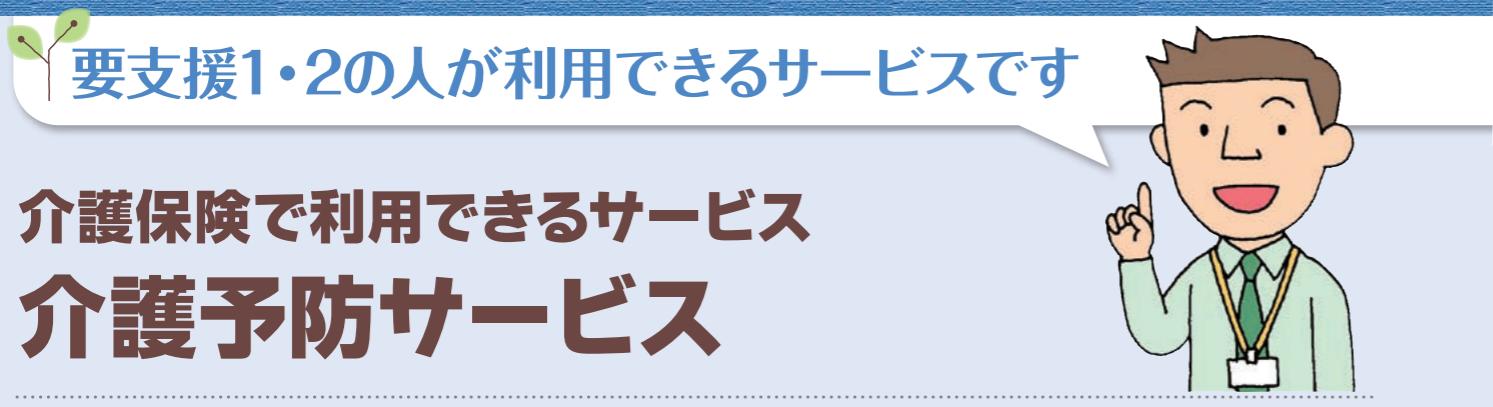
●利用者負担のめやす（1割の場合）〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	20,940円	24,240円	24,750円
要介護2	24,210円	27,480円	27,990円
要介護3	31,230円	34,530円	35,040円
要介護4	34,230円	37,500円	38,010円
要介護5	36,900円	40,200円	40,710円

※現在のところ鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません。

- 従来型個室…ユニットを構成しない個室
- 多床室…ユニットを構成しない相部屋
- ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
- ユニット型個室的多床室…壁が天井までなく、すき間がある個室

※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです



介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。利用者負担の割合についてはP12参照。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。
- 共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスが利用できます。詳しくはお問い合わせください。

居宅での生活の手助けをしてほしい

介護予防訪問入浴介護

疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員が居宅を訪問し、入浴の介助をします。

- 利用者負担のめやす(1割の場合)

全身入浴	849円
------	------



居宅でリハビリを受けたい

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、利用者が自立した生活ができるよう介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。

- 利用者負担のめやす(1割の場合)

1回*	292円
-----	------



*20分間リハビリテーションを行った場合

居宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



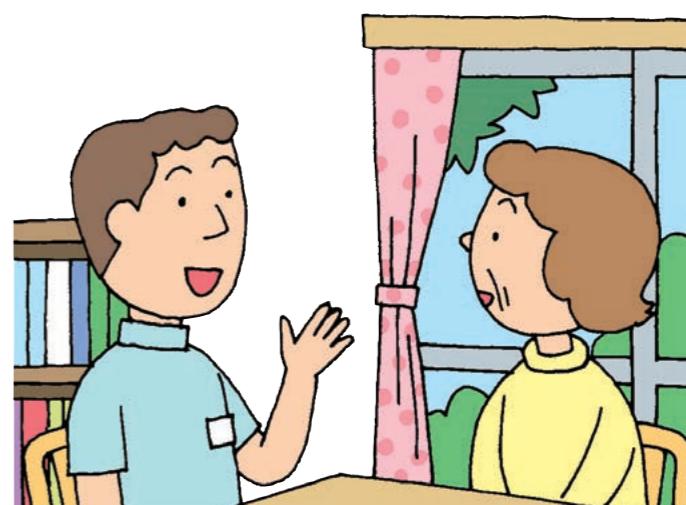
- 利用者負担のめやす(1割の場合)

訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき）	287円
訪問看護ステーションからの訪問の場合（30分未満の場合）	449円
病院または診療所からの訪問の場合（30分未満の場合）	380円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます
緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり

介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



- 利用者負担のめやす(1割の場合)

医師・歯科医師の指導の場合（月2回まで）	509円
----------------------	------

施設に行って支援やリハビリを受けたい

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、リハビリテーションを日帰りで行います。また、目標に合わせた選択的サービスも提供します。

●利用者負担のめやす(1割の場合)〈1か月につき〉

共通的サービス

要支援1	1,721円
要支援2	3,634円

※送迎、入浴を含む
※食費、日常生活費は別途必要になります

選択的サービス

運動器機能向上	225円
栄養改善	150円
口腔機能向上	150円



選択的サービスには次のようなものがあり、利用者の目標に応じて利用できます。組み合わせて利用することもできます。

運動器機能向上 理学療法士などの指導で、ストレッチや筋力トレーニングなどをします。

栄養改善 管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。

口腔機能向上 歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。



施設に入所してサービスを受けたい

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす(1割の場合)

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設 併設型・多床室の場合 〈1日につき〉

要支援1	438円
要支援2	545円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります
※低所得の方は食費と滞在費が軽減されます。(P20参照)

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設 多床室の場合 〈1日につき〉

要支援1	613円
要支援2	768円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります
※低所得の方は食費と滞在費が軽減されます。(P20参照)

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす(1割の場合)〈1日につき〉

要支援1	181円
要支援2	310円

生活しやすい環境で自立を目指しましょう

介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス

自立した生活を目指すために、福祉用具のレンタル（貸与）や購入費を支給するサービス、住宅の改修が必要な場合に、改修費を支給するサービスがあります。

【】内は、介護予防サービスの名称です。※事業対象者の人は利用できません。

福祉用具を利用して自分でできることを増やしたい

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を借りることができます。

対象品目

要介護1～5

●車椅子



●車椅子付属品



●特殊寝台



●床ずれ防止用具
(エアーマットなど)



●移動用リフト
(つり具部分を除く)



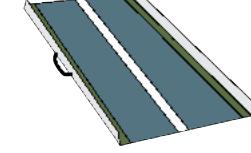
●体位変換器



●認知症老人徘徊感知機器
★自動排泄処理装置(要介護4・5)

要介護2～5

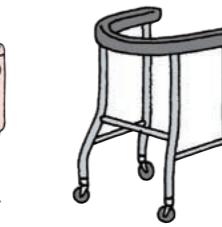
●スロープ
(工事を伴わないもの)



●手すり
(据え置き型など工事を伴わないもの)



●歩行器



●歩行車



●歩行補助
つえ



※要支援1・2および要介護1の方には、●印の車椅子（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトは原則として保険給付の対象となりません。また、★印の自動排泄処理装置（尿のみを吸引するものは除く）は要支援1・2および要介護1～3の方には原則として保険給付の対象となりません。例外的に貸与を希望される方は、介護保険課またはケアマネジャーなどにご相談ください。

◆利用者負担について

●用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額（P12）が適用されます。

住みなれた家を暮らしやすい環境にしたい

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

下記の福祉用具を、都道府県などの指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

事前申請が必要です

要介護1～5

要支援1・2

●腰掛便座

●自動排泄処理装置の交換可能部品

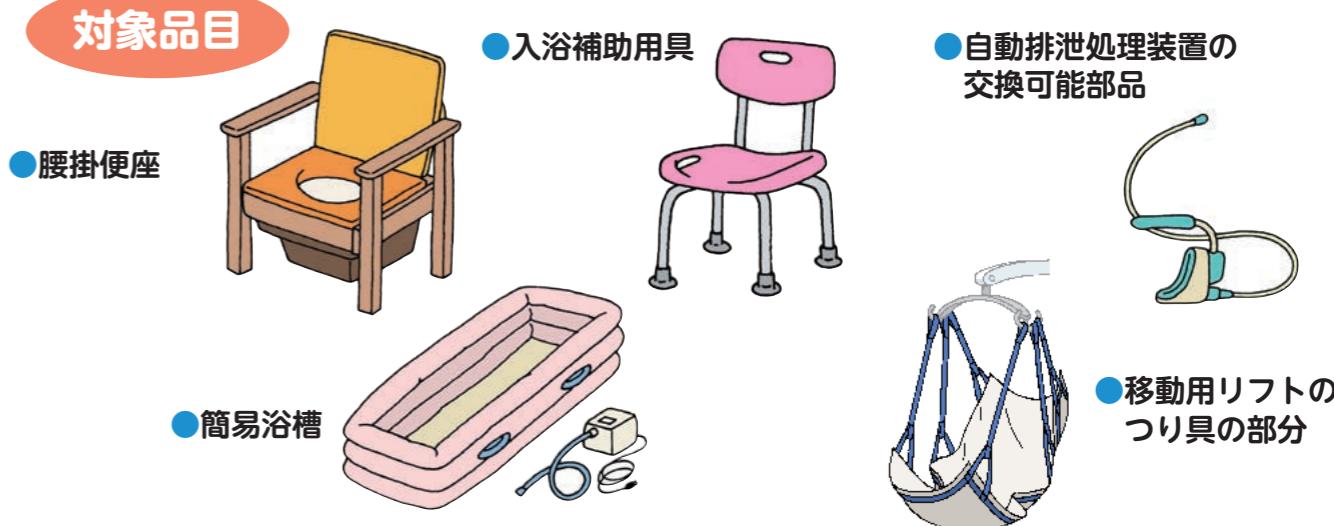
●簡易浴槽

●移動用リフトのつり具

●入浴補助用具

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう

対象品目



利用者負担について

※いったん利用者が全額を支払い、後日、領収書などを添えて鳥栖地区広域市町村圏組合に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に費用の9割、8割または7割が支給され、1割、2割または3割を負担します。

指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給されませんので、ご注意ください。

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

1 福祉用具購入費支給の申請

- 提出書類
- 福祉用具購入費事前申請書
 - 購入する福祉用具のパンフレット（写）
 - 見積書
 - その他必要な書類

2 購入

- 提出書類
- 福祉用具購入費支給申請（請求）書
 - 領収書（原本及び写し）
 - 写真（購入した福祉用具の設置状況が確認できるもの）
 - 居宅介護（介護予防）福祉用具費支給申請に伴う使用状況確認書

3 請求

4 福祉用具購入費の支給 (翌々月の25日頃支給)

※25日が土・日・祝日の場合は、その前の平日に支給されます。

住みなれた家を暮らしやすい環境にしたい

住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

事前申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

◆利用者負担について

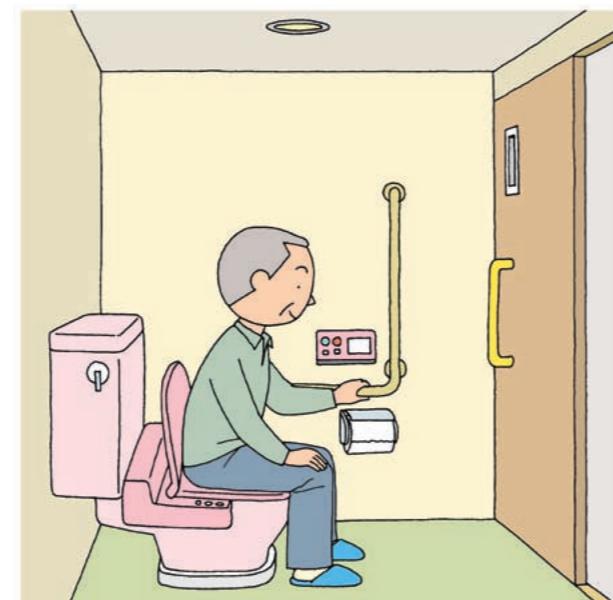
- 20万円を上限に費用の9割、8割または7割が介護保険から支給され、1割、2割または3割を負担します。
- 引っ越しの場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付を受けることができます。

要介護1～5

要支援1・2

介護保険でできる住宅改修の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りにくい床材に変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 和式便器を洋式便器などに取り替え
- 上記の工事にともなって必要となる工事



住宅改修費利用の手順

1 住宅改修についてケアマネジャーなどに相談

▼ 利用者の心身の状態や日常生活の動線を考慮したうえで、理学療法士や作業療法士等のアドバイスを受けながら相談します。

2 住宅改修費支給の事前申請

鳥栖地区広域市町村圏組合に以下の書類を提出し、支給の事前申請をします。

- ▼ 提出書類
- 住宅改修費支給申請書
 - 住宅改修前の写真
 - 住宅改修が必要な理由書
 - 改修予定の図面
 - 工事費見積書
 - 住宅所有者の承諾書（本人または家族が所有者の場合は不要）

3 施工・完成・請求

工事終了後、以下の書類を鳥栖地区広域市町村圏組合へ提出し、必要と認められた場合、住宅改修費が支給されます。

- ▼ 提出書類
- 住宅改修完了届
 - 住宅改修に要した費用の領収書（原本及び写し）
 - 住宅改修後の写真

4 現地確認（自宅訪問）・住宅改修費の支給（確認の翌々月の25日頃支給）

※介護保険による住宅改修を行う事業者は、鳥栖地区広域市町村圏組合に事前に登録が必要です。詳しくは、鳥栖地区広域市町村圏組合にお尋ねください。



下記の2つの方法にて給付します。

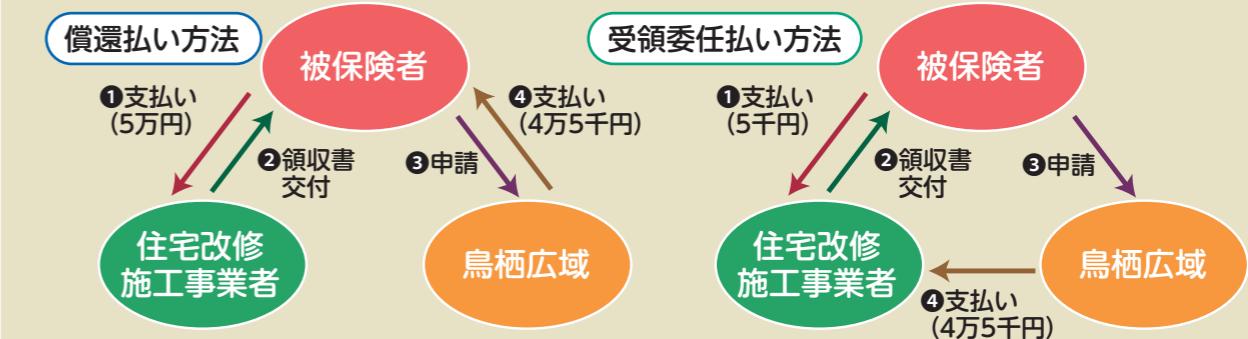
償還払い

被保険者は、住宅改修施工事業者に住宅改修に要した費用を全額支払い、後日、支給対象額に保険給付率を乗じて得た額が被保険者に支給されます。利用者負担の割合が1割の場合は保険給付率（90/100）となります。

受領委任払い

被保険者は、住宅改修施工事業者に受領の権限を委任し、費用（限度額）の1割、2割または3割だけを支払い、残りの9割分、8割分または7割分を保険者が住宅改修施工事業者へ直接支給します。介護保険料に滞納がない方が利用できます。

（例）費用が5万円（1割負担）の場合



地域の特性に応じたサービスもあります

介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス

住みなれた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた地域密着型サービスがあります。ただし、地域で必要とされるサービスが異なるため、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

※事業対象者的人は利用できません。

【 】内は、地域密着型介護予防サービスの名称です。



- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。
- 共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスが利用できます。詳しくはお問い合わせください。

通い・訪問・泊まりなど組み合わせて利用したい

小規模多機能型居宅介護 [介護予防小規模多機能型居宅介護]

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供します。



看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供します。



●利用者負担のめやす (1割の場合) (1か月につき)

要支援1	3,418円
要支援2	6,908円
要介護1	10,364円
要介護2	15,232円
要介護3	22,157円
要介護4	24,454円
要介護5	26,964円

要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす (1割の場合) (1か月につき)

要介護1	12,401円
要介護2	17,352円
要介護3	24,392円
要介護4	27,665円
要介護5	31,293円

施設に行って支援やリハビリを受けたい

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。



要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす (1割の場合) (7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	739円
要介護2	873円
要介護3	1,012円
要介護4	1,150円
要介護5	1,288円

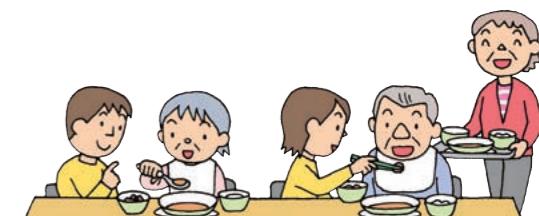
認知症高齢者を対象にしたサービスを利用したい

認知症対応型通所介護 [介護予防認知症対応型通所介護]

認知症の人へ、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす (1割の場合) (7時間以上8時間未満の場合)

	単独型	併設型	共用型
要支援1	856円	769円	482円
要支援2	956円	859円	510円
要介護1	989円	889円	520円
要介護2	1,097円	984円	539円
要介護3	1,204円	1,081円	557円
要介護4	1,312円	1,177円	575円
要介護5	1,420円	1,272円	595円



地域密着型
サービス

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

[介護予防認知症対応型共同生活介護]

●利用者負担のめやす (1割の場合) (1日につき)ユニット数1の場合

要支援2	757円
要介護1	761円
要介護2	797円
要介護3	820円
要介護4	837円
要介護5	854円

認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。

要支援1の人は利用できません



ヘルパーさんに居宅を定期的に訪問してもらいたい

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

●利用者負担のめやす (1割の場合)

〈1か月につき〉

介護・看護一体型事業所の場合

◆介護のみを利用

要介護1	5,680円
要介護2	10,138円
要介護3	16,833円
要介護4	21,293円
要介護5	25,752円

要支援1・2の人は利用できません

◆介護と看護を利用

要介護1	8,287円
要介護2	12,946円
要介護3	19,762円
要介護4	24,361円
要介護5	29,512円

身近な地域の施設に入所したい

要支援1・2の人は利用できません

地域密着型特定施設 入居者生活介護

定員が29人以下の介護専用型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

※鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません

●利用者負担のめやす(1割の場合)
(1日につき)

要介護1	535円
要介護2	601円
要介護3	670円
要介護4	734円
要介護5	802円

地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

※鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません

●利用者負担のめやす(1割の場合)
(1日につき)多床室を利用する場合

要介護1	567円
要介護2	636円
要介護3	706円
要介護4	776円
要介護5	843円

●新規入所は、原則として要介護3以上の人人が対象です。

夜間もヘルパーさんに来てもらいたい

要支援1・2の人は利用できません

夜間対応型訪問介護

定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護を行います。

※鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません

●利用者負担のめやす (1割の場合)
オペレーションセンターを設置している場合

基本夜間対応型訪問介護	1,013円／月
定期巡回サービス	379円／回
随時訪問サービス	578円／回

みんなの生活を支える相談窓口です

地域包括支援センターを 利用しましょう

地域包括支援センターは、みんなが住みなれたまちで安心して暮らしていくために、必要な援助・支援を行う地域の総合相談窓口です。保健師等・主任ケアマネジャー・社会福祉士が、みんなの生活を支える役割を担っています。



なんでもご相談ください

総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他なんでもご相談ください。

自立した生活ができるよう支援します

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人及び事業対象者の支援や介護が必要となるおそれの高い人が自立して生活できるよう、介護予防の支援をします。

みんなの権利を守ります

権利擁護

みんなが安心して暮らせるように、みんなの持つさまざまな権利を守ります。高齢者の虐待を早期に発見したり、成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応します。

地域のネットワークをつくり、みんなを支えます

包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。また、ケアマネジャーの支援も行います。

地域包括支援センター

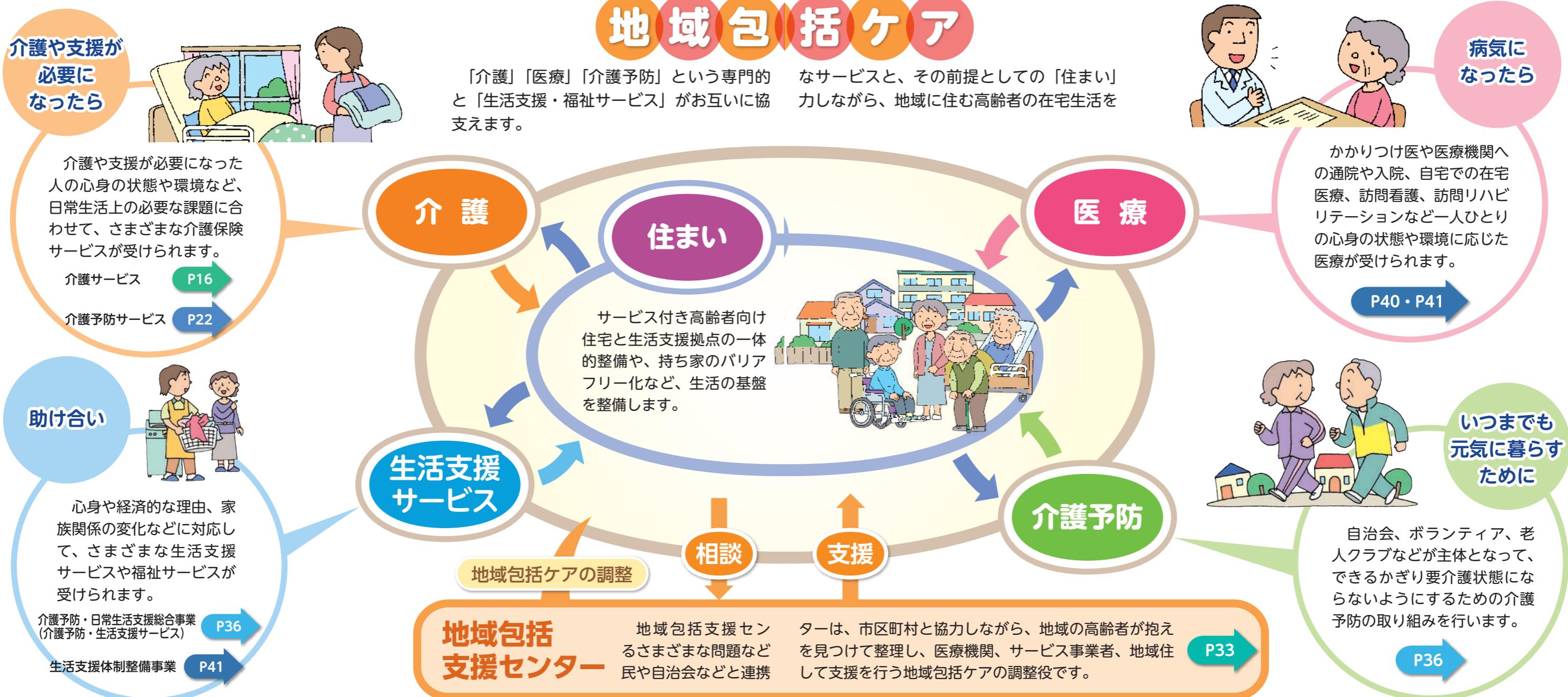
	名 称	〒	所 在 地	電 話 番 号
1	鳥栖市鳥栖地区 地域包括支援センター	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-3113
2	鳥栖市田代基里地区 地域包括支援センター	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-82-2041
3	鳥栖市若葉弥生が丘地区 地域包括支援センター	841-0004	鳥栖市神辺町1273番地8	0942-85-8721
4	鳥栖市鳥栖西地区 地域包括支援センター	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-2188
5	基山地区地域包括支援センター	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-81-7039
6	みやき町地域包括支援センター	849-0113	みやき町大字東尾6436番地4 (みやき町北茂安保健センター内)	0942-89-3371
7	上峰地区地域包括支援センター	849-0122	上峰町大字前牟田107番地2 (おたっしゃ館内)	0952-52-5250

地域包括ケアについて

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、いろいろな取り組みが行われていますが、これからも高齢者人口の増加とともに、介護や医療などが必要な人、ひとり暮らしや認知症の高齢者も増加すると予想されています。

こうしたことに対応するため、市区町村と地域の介護、医療、保健、福祉がお互いに連携を取り、その地域で必要なサービスや施設を整備し、一人ひとりに応じたサービスを一体的に継続して行う「地域包括ケア」が進められています。



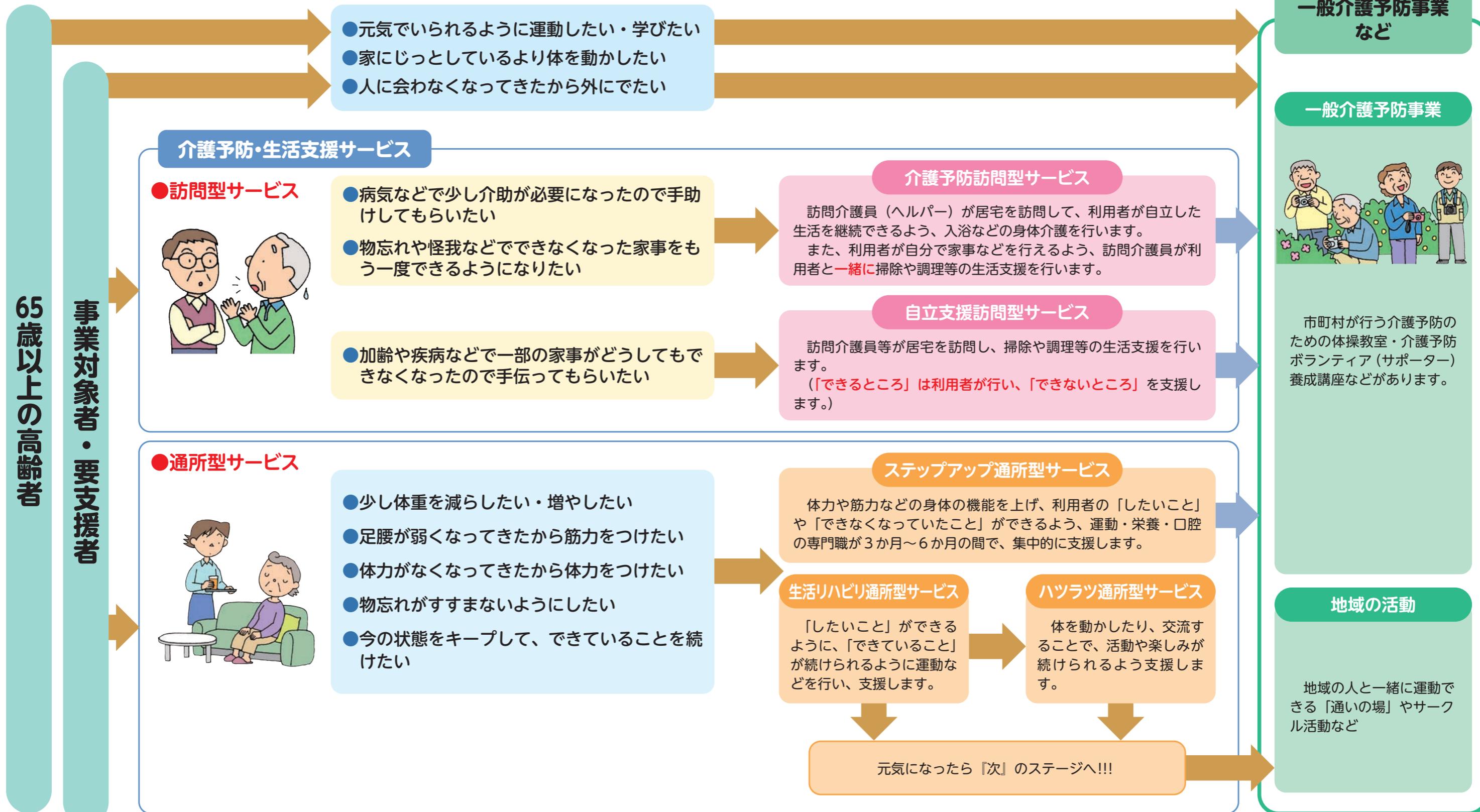


介護予防に取り組みましょう！

介護予防・ 日常生活支援総合事業



要介護認定で要支援1・2と判定された方、生活機能が低下している方を対象とした介護予防のための事業『介護予防・日常生活支援総合事業』（総合事業）に取り組んでいます。



要支援1・2の方及び総合事業対象者の方が利用できるサービスです

介護予防・日常生活支援総合事業は市町が行う介護予防のための取り組みです。地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行い、心身や生活機能の状態に応じて様々なサービスが受けられます。

●訪問型サービス

訪問を受けて利用する

※訪問型サービスは、「できること」と「できないこと」が決められています。

利用前に、よく理解した上でサービスを開始しましょう。
詳しいことはケアマネジャーにご相談ください。

「できないこと」とは

★利用者以外の方に係る調理・掃除・洗濯・買い物
★大掃除、草むしり、ペットの世話、家の修理など

介護予防訪問型サービス

専門の訪問介護員が居宅を訪問し、利用者が自立した生活を継続できるよう、入浴などの身体介護を行います。

また、利用者が自分で家事等を行えるよう、訪問介護員が利用者と一緒に掃除や調理等の生活支援を行います。

●利用者負担のめやす(1割の場合)
(1か月につき)

週1回程度	1,172円
週2回程度	2,342円
週3回程度	3,715円

※要支援2の利用者もしくは総合事業対象者のみ



自立支援訪問型サービス

訪問介護員等が居宅を訪問して、掃除や調理等の生活支援を行います。
(「できるところ」は利用者が行い、「できないところ」を支援します。)

●利用者負担のめやす(1割の場合)
(1か月につき)

週1回程度	938円
週2回程度	1,874円
週3回程度	2,972円

※要支援2の利用者もしくは総合事業対象者のみ



●通所型サービス

通所して利用する

通所型サービス事業所（デイサービスセンター）などで、利用者が主体的に参加し、日常生活の様々な支援や、在宅生活を続けていくために必要な機能訓練や趣味活動などを行います。

ステップアップ通所型サービス

低下した体力や機能を向上し、やりたいことやできなくなっていたことができるよう、運動・栄養・口腔の専門職が短期間、集中的に支援します。



●利用者負担のめやす

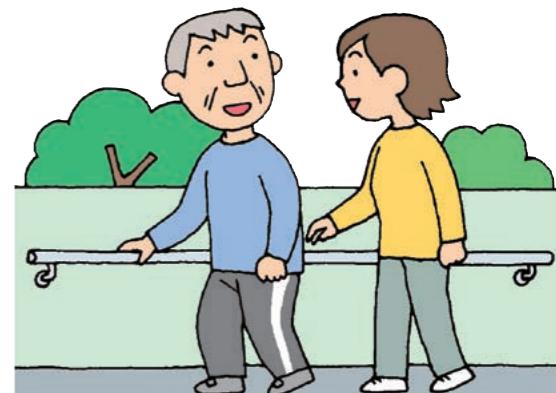
1回利用につき 400円

生活リハビリ通所型サービス

やりたいことやできていることが今までどおり続けられるよう、運動などを行い支援します。

●利用者負担のめやす(1割の場合)
(1か月につき)

週1回程度	1,655円
週2回程度	3,393円



ハツラツ通所型サービス

体を動かしたり、交流したりすることで、活動や楽しみが続けられるよう支援します。

●利用者負担のめやす(1割の場合)
(1か月につき)

週1回程度	1,324円
週2回程度	2,715円

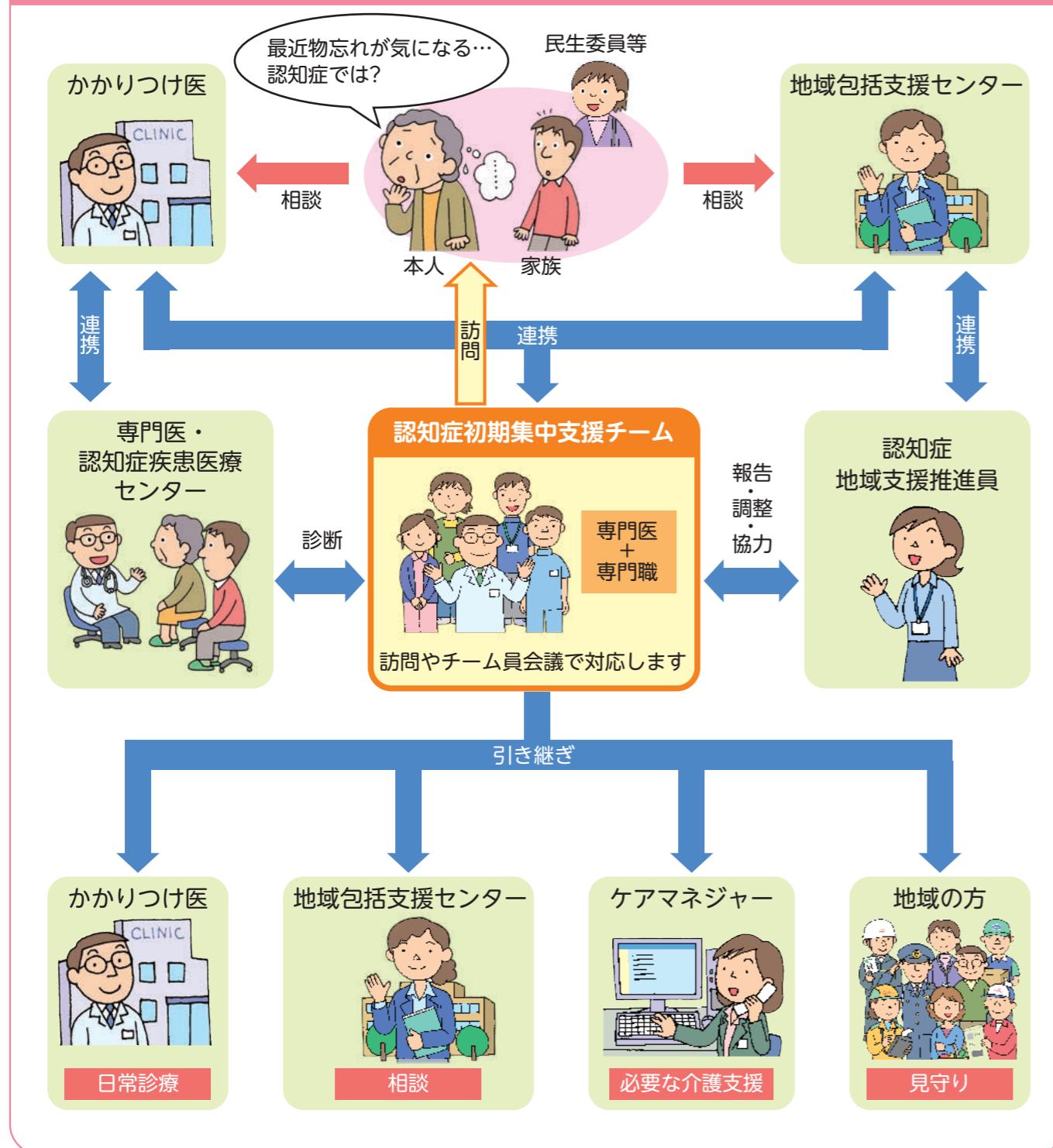


認知症初期集中支援チーム

認知症初期集中支援チームとは、認知症が疑われる方や初期の方およびそのご家族の相談や支援に対応し、安心して地域で生活できるようサポートするチームです。

認知症初期集中支援チーム

認知症についてのご相談がありましたらお近くの地域包括支援センターへお越しください



医療と介護の連携で在宅医療を支えます



これから迎える超高齢社会を前に、地域の実情や高齢者の希望に合わせた新しい医療や介護などのしくみが必要になっています。

本組合は関係団体と連携し、通院がむずかしい高齢者や支援が必要な人（本人）が、住み慣れた地域で必要な医療や介護などのサービスが受けられる、安心して最期まで暮らせるまちを目指して、関係機関と連携して在宅医療の推進に取り組んでいます。

生活支援体制整備事業について

生活支援コーディネーターが、地域におけるひとり暮らし高齢者を中心とした生活支援ニーズ（買い物・病院付添い、話し相手、掃除等）を把握し、そのニーズに対応するため社会資源調査や様々な関係機関・団体と連携して、高齢者の生活を支える体制づくりを行います。

調査・説明・提案

社会資源の把握

既存の社会資源一覧等

生活ニーズの把握・共有

聞き取り・アンケート調査等

担い手の育成・発掘

ボランティアについての講座等

困りごとにに対する情報提供

ひとり暮らし高齢者等
既存及び新規社会資源サービスを紹介

連帯・協力

市町村

コーディネーター

NPO法人

社会福祉協議会

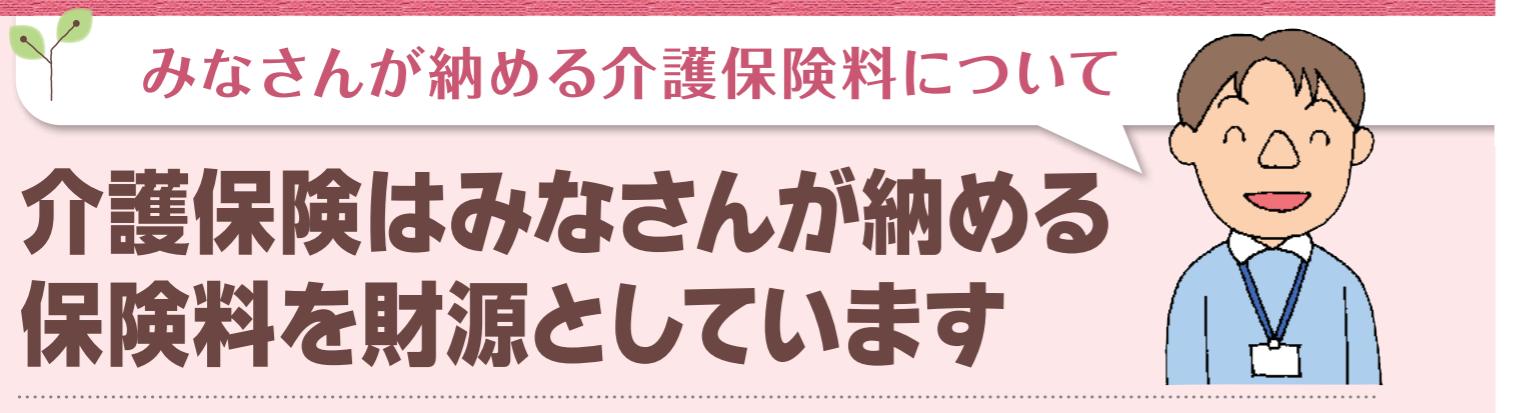
民間企業

地縁組織

ボランティア団体

地域包括支援センター

等の地域の関係者



みんなが納める介護保険料について

介護保険はみんなが納める保険料を財源としています



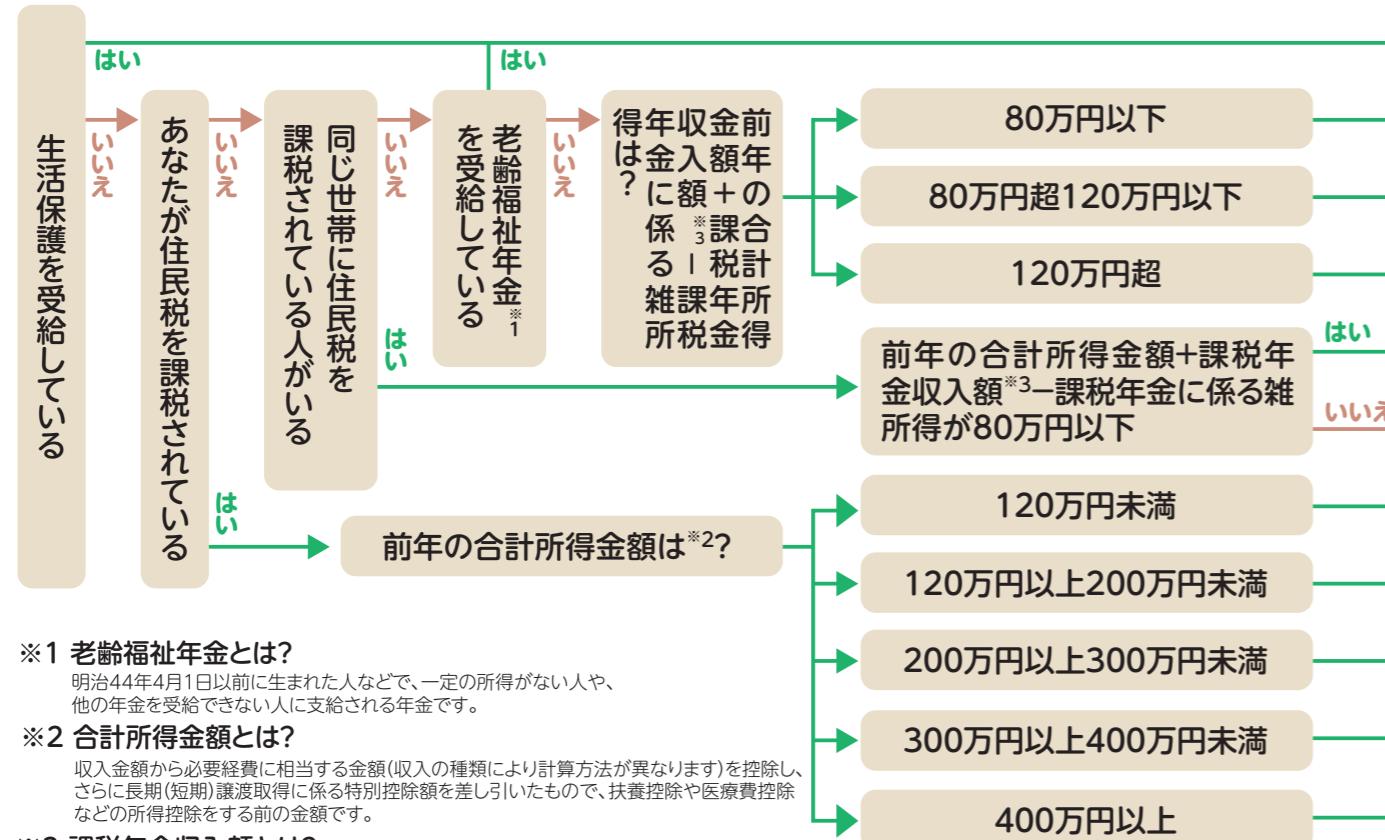
65歳以上の人の保険料は、市町の介護保険サービスに必要な「基準額」をもとに決まります。その基準額をもとに、所得に応じた保険料が決められます。

第1号被保険者の基準額はこのように決まります

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{市町の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{市町の第1号被保険者数}}$$

*保険者によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数は異なるため、基準額も保険者ごとに異なります。

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料



※1 老齢福祉年金とは?
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受取れない人に支給される年金です。

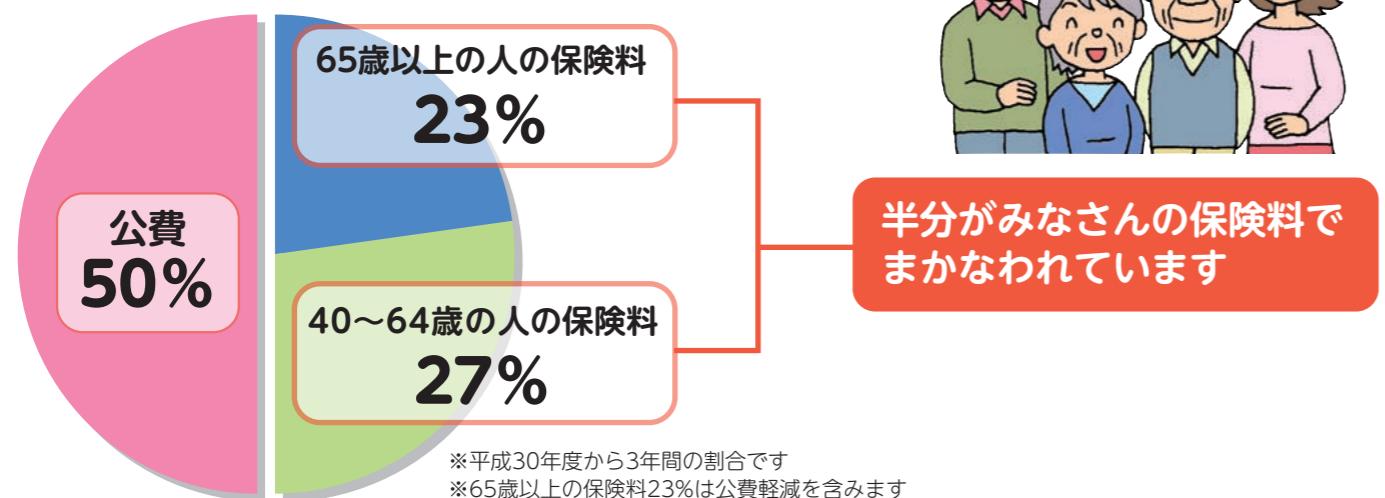
※2 合計所得金額とは?
収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除し、さらに長期(短期)譲渡取得に係る特別控除額を差し引いたもので、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※3 課税年金収入額とは?

国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことです。
障害年金、遺族年金、老齢福祉年金などは含まれません。

*保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

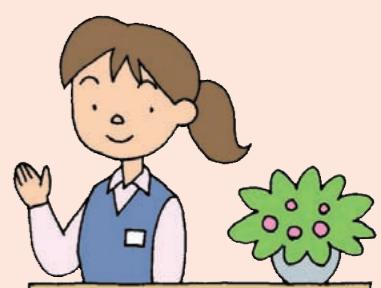
介護保険の財源(利用者負担分は除く)



半分がみんなの保険料でまかねわれています

保険料の上昇を抑える対策をしています!

- ①第6期の保険料所得段階では9段階でしたが、第7期の保険料は10段階へ細分化することで、低所得の方の保険料負担を軽減しています。
- ②消費税の増税に伴い、第1段階の保険料率を0.5から0.3に、第2段階は0.75から0.5、第3段階は0.75から0.7にそれぞれ軽減しています。
- ③高齢者に対する介護予防事業実施により、認定者数及び給付費を抑制します。
- ④介護給付費準備基金を取り崩し第7期介護保険料へ充当します。



保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料は65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から納付していただきます。保険料の納め方は、みなさんが受給している年金額※によって下記の特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収の2種類に分けられます。

※老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が対象です。老齢福祉年金などは対象になりません。

特別徴収

年金が 年額18万円以上 の人 ➤ 年金から天引き

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

- 前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

	仮徴収			本徴収		
年金支給月	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることができます

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合

（注）

- 介護保険料の徴収方法は特別徴収が優先されます。被保険者様のご希望により特別徴収と普通徴収を選択することはできません。
- 特別徴収で納付された保険料は、普通徴収同様、社会保険料控除の対象となります。ただし、特別徴収分の納付額については、本人のみが控除対象となります。

普通徴収

年金が 年額18万円未満 の人 ➤ 納付書・口座振替

保険者から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

保険料納付は
口座振替が
便利です

口座振替を希望される方は、指定の振替依頼書に記入していただき、依頼書を鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの市町窓口にお出しください。（振替依頼書は、お住まいの市町窓口および指定の金融機関窓口にあります）

- 振替は申込された月の翌月の納期分から開始となります。
- 振替開始前の保険料や、残高不足などにより自動引落されなかった場合などは、納付書で納めることになります。

（注）納期限を越えても未納がある場合は、督促状や催告書を送付することになりますので、保険料は納期限までに納めましょう。

40歳から64歳の人（第2号被保険者）の保険料

国民健康保険に加入している人の保険料は市町の国民健康保険税（料）の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

$$\text{介護保険料} (\text{介護保険分}) = \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割}$$

第2号被保険者の所得に応じて計算
世帯の第2号被保険者の数に応じて計算
第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらと計算

※保険料と同額の国庫からの負担があります。

介護保険料（分）は医療保険分（国民健康保険）等をあわせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

※原則として事業主が半分を負担します。

医療保険料と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。

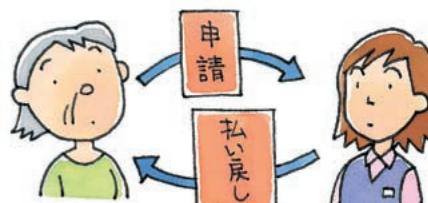
※40歳から64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。ただし特定被保険者を除く。

保険料を納めないと「給付制限」がかかります。

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れないようにしましょう。介護保険サービスについては、被保険者の方のみならずご家族の方にも密接な関わり合いとなりますので、ご家族の方も被保険者の保険料納付に御理解をお願いします。

1年以上
滞納すると

費用の全額を利用者がいつたん自己負担し、申請により後で保険給付が支払われる形となります。



1年6か月以上
滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、負担された保険給付の一部、または全部が差し止めとなったり、なお滞納が続くと保険給付額から滞納していた保険料を控除されることもあります。



2年以上
滞納すると

利用者負担が3割（または4割）に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなることがあります。



災害等の特別な事情など※で保険料が納められなくなったときには、保険料の徴収猶予や減免が受けられることがありますので、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の介護保険担当窓口までご相談ください。

※資産を活用してもなお生活が困窮している状態にある人において、減額される場合があります。

事業所一覧

令和2年3月1日現在(休止中の事業所は掲載していません)

●居宅介護支援

居宅介護支援事業所

○は介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	○	ケアプランセンター 未来	841-0004	鳥栖市神辺町1477番地	0942-81-5922
2	○	ケアプランセンター 寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘1丁目18番地	0942-50-8070
3	○	プロジェクトエースきらめき	841-0005	鳥栖市弥生が丘7丁目14番地	0942-85-9330
4	○	J A福祉ケアプランサービス	841-0012	鳥栖市田代昌町24番地	0942-81-5333
5	○	ケアプランサービス 南風	841-0016	鳥栖市田代外町699番地4	0942-50-8728
6	○	ひまわりの園 居宅介護支援事業所	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-85-8839
7	○	けいしん居宅介護支援センター	841-0024	鳥栖市原町688番地1	0942-84-6128
8	○	とさくさん指定居宅介護支援事業所	841-0025	鳥栖市曾根崎町1273番地3	0942-50-5031
9	○	ケアプランサービスうえるかむ	841-0026	鳥栖市本鳥栖町1823番地 東峰マンションⅢ205	0942-85-9138
10	○	ニチイケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-87-9357
11	○	ケアプランサービス あんしん	841-0033	鳥栖市本通町1丁目855番地10	0942-85-8765
12	○	ふれあいケアマネージメントサービス	841-0035	鳥栖市東町1丁目1058番地	0942-85-1440
13	○	鳥栖市中央在宅介護支援センター	841-0037	鳥栖市本町3丁目1494番地10	0942-85-3666
14	○	ケアプランセンター ひだまり	841-0039	鳥栖市土井町200番地1	0942-82-2885
15	○	ケアプランサービス セントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町2434番地1	0942-87-5174
16	○	居宅介護支援事業所ほほえみ	841-0048	鳥栖市藤木町1450番地6	0942-87-3032
17	○	居宅介護支援事業所すこやか	841-0054	鳥栖市蔵上町663番地1	0942-81-1665
18	○	まごころ医療館ケアプランサービス	841-0056	鳥栖市蔵上2丁目210番地	0942-87-5002
19	○	今村病院居宅介護支援事業所	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-1608
20	○	ケアプランセンター えん	841-0063	鳥栖市下野町1391番地3	0942-85-7710
21	○	ヒューマンサポート・タッチ	841-0066	鳥栖市儀徳町2456番地	0942-81-5287
22	○	ぽっかぽか・ハートケア鳥栖	841-0066	鳥栖市儀徳町2650番地1	0942-81-3100
23	○	真心の園 在宅介護支援センター	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-6305
24	○	いずみケアプランサービス	841-0073	鳥栖市江島町1880番地1	0942-82-8025
25	○	居宅介護支援事業所 寿楽園	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
26	○	ゆうゆう居宅介護支援事業所	840-1102	みやき町大字天建寺1492番地1	0942-96-5500
27	○	居宅介護支援事業所ひまわり	840-1105	みやき町大字寄人1924番地1	0942-81-9091
28	○	夢の里ケアプランサービス	849-0102	みやき町大字篆原1116番地1	0942-50-6100
29	○	居宅介護支援事業所 なかばる紀水苑	849-0102	みやき町大字篆原4260番地	0942-94-9215
30	○	居宅介護支援センター おおしま	849-0111	みやき町大字白壁4305番地36	0942-89-3001
31	○	花のみね式番館ケアプランサービス	849-0114	みやき町大字中津隈5919番地	0942-50-5210
32	○	ケア・マネジメントサービス 野菊の里	849-0122	上峰町大字前牟田1949番地	0952-51-4616
33	○	三樹病院居宅介護支援事業所	849-0123	上峰町大字坊所279番地1	0952-52-7285
34	○	さがケアセンターそよ風	849-0123	上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-6050

介護予防支援事業所

△は介護予防事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	△	鳥栖市鳥栖地区地域包括支援センター	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-3113
2	△	鳥栖市田代基里地区地域包括支援センター	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-82-2041
3	△	鳥栖市若葉弥生が丘地区地域包括支援センター	841-0004	鳥栖市神辺町1273番地8	0942-85-8721
4	△	鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-2188
5	△	基山地区地域包括支援センター	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-81-7039
6	△	みやき町地域包括支援センター	849-0113	みやき町大字東尾6436番地4 (みやき町北茂安保健センター内)	0942-89-3371
7	△	上峰地区地域包括支援センター	849-0122	上峰町大字前牟田107番地2 (おたっしゃ館内)	0952-52-5250

●居宅サービス

訪問介護

○は介護予防訪問型サービス事業所・自立支援訪問型サービス事業所・介護事業所
 ●は介護予防訪問型サービス事業所・介護事業所 ○は介護事業所
 △は介護予防訪問型サービス事業所・自立支援訪問型サービス事業所
 ▲は介護予防訪問型サービス事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	○	やよいがおかヘルパーステーション	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目1番地	0942-87-7533
2	○	ホームヘルプサービス 寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目146番地1	0942-50-8740
3	○	ヘルパーステーション三介	841-0005	鳥栖市弥生が丘6丁目330番地	0942-85-7444
4	○	ヘルパーステーションすみれ	841-0011	鳥栖市永吉町782番地17	0942-87-3520
5	○	J A福祉ホームヘルプサービス	841-0012	鳥栖市田代昌町24番地	0942-81-5333
6	○	あいぞら訪問介護ステーション	841-0016	鳥栖市田代外町655番地20	0942-84-4332
7	○	南風田代ヘルパーステーション	841-0016	鳥栖市田代外町699番地4	0942-50-8728
8	○	ホームヘルプ けいしん	841-0024	鳥栖市原町688番地1	0942-83-1075
9	○	ヘルパーステーション人と木	841-0024	鳥栖市原町1253番地1	0942-82-2716
10	●	ニチイケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-87-9357
11	○	鳥栖市中央ホームヘルパーステーション	841-0037	鳥栖市本町3丁目1494番地10	0942-85-3666
12	○	ホームヘルプサービス セントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町2434番地1	0942-87-5173
13	●	指定訪問介護 すこやか	841-0054	鳥栖市蔵上町663番地1	0942-81-1665
14	○	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター びすけっと鳥栖	841-0055	鳥栖市養父町35-1-2 コーポヒロ103号室	0942-83-1944
15	○	ヘルパーステーション えにし	841-0063	鳥栖市下野町1391番地3	0942-50-8579
16	○	ヒューマンサポート・タッチ	841-0066	鳥栖市儀徳町2456番地	0942-81-5287
17	○	ヘルパーステーションろしゅう	841-0066	鳥栖市儀徳町2907番地1	0942-82-7133
18	○	真心の園 ホームヘルパーステーション	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-81-1661
19	○	山津ヘルパーステーション	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-87-3560
20	●	ヘルパーステーション花ノ木	841-0083	鳥栖市古賀町554番地	0942-87-8573
21	○	花ノ木Ⅱ番館ヘルパーステーション	841-0083	鳥栖市古賀町554番地	0942-50-8122
22	○	訪問介護事業所いつくしの家	841-0201	基山町大字小倉275番地1	0942-85-8632
23	○	さくら訪問介護ステーション	841-0201	基山町大字小倉457番地2	0942-85-8252
24	●	ニチイケアセンター基山	841-0201	基山町大字小倉1052番地1	0942-81-7007
25	○	ヘルパーステーションきやま	841-0201	基山町大字小倉894番地6	0942-92-2349
26	●	ニチイケアセンターみやき	840-1101	みやき町大字西島1648番地4	0942-81-9700
27	○	株式会社よつば会よつば訪問ステーション	849-0102	みやき町大字篆原1686番地1	0942-80-1632
28	●	ヘルパーステーションほがらか	849-0111	みやき町大字白壁4204番地19	0942-85-7075
29	●	ホームヘルプサービスチーム 野菊の里	849-0122	上峰町大字前牟田1949番地	0952-51-4617

訪問入浴

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ○	真心の園 訪問入浴サービス	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-0818

○は介護予防事業所・介護事業所

○は生活リハビリ通所型サービス事業所・ハツラツ通所型サービス事業所・介護事業所

●は生活リハビリ通所型サービス事業所・介護事業所 ○は介護事業所

△は生活リハビリ通所型サービス事業所・ハツラツ通所型サービス事業所

▲は生活リハビリ通所型サービス事業所

訪問看護（ステーション）

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ○	聖マリア病院鳥栖訪問看護ステーション	841-0004	鳥栖市神辺町1588番地6	0942-81-1134
2 ○	訪問看護ステーション 寿楽	841-0005	鳥栖市弥生が丘1丁目18番地	0942-50-8070
3 ○	チャイム訪問看護ステーション	841-0016	鳥栖市田代外町655番地15	0942-87-5233
4 ○	あいぞら訪問看護ステーション	841-0016	鳥栖市田代外町655番地20	0942-84-4332
5 ○	訪問看護ステーション あんしん	841-0033	鳥栖市本通町1丁目855番地10	0942-85-8765
6 ○	訪問看護ステーション ふれあい	841-0035	鳥栖市東町1丁目1058番地	0942-85-1441
7 ○	幸訪問看護ステーション	841-0035	鳥栖市東町2丁目885番地7	0942-87-1500
8 ○	訪問看護ステーション弥生が丘	841-0035	鳥栖市東町2丁目885番地7-203	0942-80-7772
9 ○	プラスワン訪問看護ステーション	841-0038	鳥栖市古野町268番地3	0942-50-9530
10 ○	医療法人せとじまクリニック 訪問看護ステーションセントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町2434番地1	0942-87-5170
11 ○	エンジェル訪問看護ステーション	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-3030
12 ○	訪問看護ステーション デューン鳥栖	841-0071	鳥栖市原古賀町3035番地 メディカルステージ新鳥栖1階	0942-50-8386
13 ○	真心の園訪問看護ステーション	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-87-9321
14 ○	在宅看護センターホットス	841-0083	鳥栖市古賀町622番地3 101号	0942-85-7011
15 ○	メディケア基山 訪問看護リハビリステーション	841-0204	基山町大字宮浦186番地65	0942-92-6161
16 ○	株式会社よつば会よつば訪問ステーション	849-0102	みやき町大字篆原1686番地1	0942-80-1632
17 ○	医療法人光風会 訪問看護ステーションひかりあ	849-0111	みやき町大字白壁2927番地	0942-89-2800
18 ○	医療法人三樹会 みき訪問看護ステーション	849-0123	上峰町大字坊所279番地1	0952-52-7282

○は介護予防事業所・介護事業所

通所介護（通常規模型・大規模型）

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ○	デイサービスセンター 未来	841-0004	鳥栖市神辺町1477番地	0942-81-5922
2 ○	デイサービスセンター 寿楽園 弐号館	841-0005	鳥栖市弥生が丘1丁目18番地	0942-50-8070
3 ○	やよいがおかデイサービスセンター	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目1番地	0942-87-7533
4 ●	プロジェクトエースきらめき	841-0005	鳥栖市弥生が丘7丁目14番地	0942-85-9330
5 ○	鳥栖市地域共生ステーション 特定非営利活動法人とさくさん とす	841-0012	鳥栖市田代昌町5番地	0942-84-8087
6 ○	J A 福祉デイサービスセンター	841-0012	鳥栖市田代昌町24番地	0942-81-5333
7 ●	デイサービスセンター南風田代	841-0016	鳥栖市田代外町699番地4	0942-50-8728
8 ●	ひまわりの園デイサービスセンター	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-84-5737
9 ●	デイサービスけいしん	841-0024	鳥栖市原町688番地1	0942-81-1125
10 ●	鳥栖市地域共生ステーション 特定非営利活動法人とさくさん きざと	841-0025	鳥栖市曾根崎町1273番地3	0942-48-8177
11 ●	デイサービス楽笑俱楽部鳥栖本通	841-0033	鳥栖市本通町2丁目878番地7	0942-85-8306
12 ●	デイサービス楽笑俱楽部鳥栖中央	841-0033	鳥栖市本通町2丁目878番地7 2階	0942-83-3788
13 ○	鳥栖市中央デイサービスセンター	841-0037	鳥栖市本町3丁目1494番地10	0942-85-3666
14 ○	デイサービスセンター緑寿館	841-0044	鳥栖市高田町213番地1	0942-84-7553
15 ●	デイサービスセンター セントポーリアセカンドステージ	841-0046	鳥栖市真木町1990番地	0942-50-5151
16 ●	デイサービスセンター セントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町2434番地1	0942-87-5172
17 ●	デイサービスセンター「ほほえみ」	841-0048	鳥栖市藤木町1450番地6	0942-87-3032
18 ●	デイサービスセンターすこやか	841-0054	鳥栖市蔵上町663番地1	0942-81-1665
19 ○	デイサービスセンター 元気	841-0061	鳥栖市轟木町1473番地	0942-84-2765
20 ●	今村病院デイサービスセンター	841-0061	鳥栖市轟木町1572番地	0942-83-8787
21 ○	ぽっかぽか・ハートケア鳥栖	841-0066	鳥栖市儀徳町2603番地1	0942-81-3100
22 ○	デイサービスセンターろしゅう	841-0066	鳥栖市儀徳町2907番地1	0942-82-7133
23 ○	真心の園 デイサービスセンター	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-0818
24 ○	デイサービスいやし	841-0081	鳥栖市萱方町160番地1	0942-87-8875
25 ○	デイサービスセンター花ノ木	841-0083	鳥栖市古賀町554番地	0942-87-8573
26 ○	デイサービスセンター花ノ木Ⅱ番館	841-0083	鳥栖市古賀町554番地	0942-50-8122
27 ○	デイサービスさくら	841-0201	基山町大字小倉457番地2	0942-85-8251
28 ○	デイサービスセンター 寿楽園	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
29 ○	花のみね デイサービスセンター	840-1101	みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3572
30 ●	デイサービスゆうゆう	840-1102	みやき町大字天建寺1492番地1	0942-96-5500
31 ●	デイサービスセンターひまわり	840-1105	みやき町大字寄人1918番地1	0942-81-9091
32 ○	デイサービス なかばる紀水苑	849-0102	みやき町大字篆原4260番地	0942-94-9211
33 ●	デイサービスセンター ゆうあい	849-0111	みやき町大字白壁4305番地36	0942-89-9150
34 ○	デイサービスセンター さわやか	849-0113	みやき町大字東尾6436番地	0942-89-1875

サテライト訪問看護（ステーション）

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ○	医療法人せとじまクリニック訪問看護ステーションセントポーリア サテライトみやき	849-0111	みやき町大字白壁1074-9 みやき町北茂安B&G海洋センター敷地	(なし)

○は介護予防事業所・介護事業所

訪問看護（病院・診療所等）

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ○	医療法人芳生会 和田内科・循環器科	841-0071	鳥栖市原古賀町1334番地8	0942-81-2121

※平成31年3月から令和2年2月までの間に請求のあった介護給付費の実績から作成しています。

訪問リハビリテーション

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ○	医療法人勇愛会 大島病院	849-0111	みやき町大字白壁4287番地	0942-89-2600

※平成31年3月から令和2年2月までの間に請求のあった介護給付費の実績から作成しています。

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
35 ○	デイサービス みやき	849-0114	みやき町大字中津隈624番地	0942-89-5200
36 ●	かみみねデイサービスセンター	849-0122	上峰町大字前牟田107番地2	0952-51-1773
37 ●	デイサービスセンター 野菊の里	849-0122	上峰町大字前牟田1949番地	0952-52-6961
38 ●	さがケアセンターそよ風	849-0123	上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-6050
39 ●	デイサービス おはな	849-0123	上峰町大字坊所2553番地2	0952-20-0877

◎は生活リハビリ通所型サービス事業所・ハツラツ通所型サービス事業所・介護事業所
 ●は生活リハビリ通所型サービス事業所・介護事業所 ○は介護事業所
 △は生活リハビリ通所型サービス事業所・ハツラツ通所型サービス事業所
 ▲は生活リハビリ通所型サービス事業所

通所介護（小規模型）

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ●	プロジェクトエース弥生が丘	841-0005	鳥栖市弥生が丘7丁目13番地	0942-85-9358
2 ○	デイサービス人と木	841-0024	鳥栖市原町1253番地1	0942-82-2716
3 ●	デイサービスセンタートクダtosu	841-0037	鳥栖市本町2丁目83番地1	0942-85-8603
4 ●	小規模デイサービスひだまり	841-0039	鳥栖市土井町200番地1	0942-85-8265
5 ●	デイサービスきたえるーむ鳥栖中央	841-0048	鳥栖市藤木町2番地1	0942-87-5011
6 ○	デイサービスセンターお元気広場	841-0052	鳥栖市宿町1108番地5	0942-84-3226
7 ●	デイサービスセンターあさひ	841-0073	鳥栖市江島町1880番地1	0942-82-2396
8 ●	半日型デイサービス リハビリフィットネスばんざい	841-0073	鳥栖市江島町3388番地1	0942-83-2286
9 ●	デイサービス楽笑俱楽部鳥栖北	841-0081	鳥栖市萱方町194番地6	0942-82-4809
10 △	アイズトータルボディステーション基山	841-0201	基山町大字小倉532 JA基山駅構内	0942-85-9787
11 ○	デイサービスセンター本桜	841-0201	基山町大字小倉1673番地98	0942-85-9991
12 ●	voice音cafe	841-0204	基山町大字宮浦186番地57	0942-85-9024
13 ●	リハプライドらしく・らしく	849-0101	みやき町大字原古賀7385番地9	0942-80-0696
14 ●	寄り合いステーションさくら坂	849-0101	みやき町大字原古賀6309番地67	0942-94-2071
15 ●	ミック健康の森みやき	849-0111	みやき町大字白壁690番地2 1階C号室	0942-89-5711
16 ●	宅老所せどデイサービスセンター	849-0112	みやき町大字江口1488番地	0942-89-9377
17 ○	デイサービス家族	849-0123	上峰町大字坊所3153番地1	0952-55-7878

通所リハビリテーション

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ○	医療法人清明会 やよいがおか鹿毛病院	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目143番地	0942-87-3150
2 ○	石橋整形外科デイケアセンターフばさ	841-0014	鳥栖市桜町1465番地1	0942-82-7751
3 ○	デイケアなないろ	841-0024	鳥栖市原町670番地1	0942-84-6119
4 ○	医療法人仁徳会 今村病院通所リハビリテーション	841-0033	鳥栖市本通町1丁目855番地10	0942-83-3771
5 ○	通所リハビリテーションふれあい	841-0035	鳥栖市東町1丁目1059番地16	0942-85-1446
6 ○	医療法人せとじまクリニック 通所リハビリテーション	841-0046	鳥栖市真木町1974番地4	0942-50-5665
7 ○	通所リハビリテーションセンターまごころ	841-0056	鳥栖市蔵上2丁目210番地	0942-48-5009
8 ○	通所リハビリテーション「いまむら」	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-3018

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
9 ○	通所リハビリテーション さいわい	841-0062	鳥栖市幸津町1761番地1	0942-83-6800
10 ○	山津リハビリセンター	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-87-3560
11 ○	デイケアセンター あおぞら	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
12 △	つくし整形外科医院	841-0203	基山町大字園部2765番地25	0942-92-7655
13 ○	平川医院通所リハビリテーション	841-1101	みやき町大字西島2979番地8	0942-96-3315
14 ○	みきクリニック通所リハビリテーション明日花	840-1106	みやき町大字市武1331番地9	0942-96-9620
15 ○	介護老人保健施設 夢の里	849-0102	みやき町大字簗原1116番地1	0942-94-4488
16 ○	指定通所リハビリテーションゆうあい	849-0111	みやき町大字白壁4305番地40	0942-89-9100
17 ○	三樹病院通所リハビリテーション明日葉	849-0123	上峰町大字坊所276番地1	0952-52-7281
18 △	三樹病院グリーン明日葉	849-0123	上峰町大字坊所276番地1	0952-52-7331

※平成31年3月から令和2年 月までの間に請求のあった介護給付費の実績から作成しています。

福祉用具貸与・販売

◎は介護予防事業所・介護事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ○	サポート中九州	841-0026	鳥栖市本鳥栖町834番地3	0942-84-7765
2 ○	株式会社介助 鳥栖営業所	841-0052	鳥栖市宿町1157番地1	0942-84-8282
3 ○	フランスペッド株式会社メディカル鳥栖営業所	841-0061	鳥栖市轟木町1700番地	0942-83-4821
4 ○	有限会社 豊	841-0062	鳥栖市幸津町1384番地	0942-82-8607
5 ○	株式会社フロンティア 佐賀営業所	841-0074	鳥栖市西新町1422番地209	0942-81-5767

短期入所生活介護

◎は介護予防事業所・介護事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ○	短期入所サービス 寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目146番地1	0942-50-8740
2 ○	ひまわりの園短期入所サービス	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-81-5125
3 ○	真心の園 ショートステイ	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-2301
4 ○	ケア付有料老人ホーム ショートステイ ばんざい	841-0073	鳥栖市江島町3388番地1	0942-83-2286
5 ○	ショートステイ 花のみね	840-1101	みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3377
6 ○	ショートステイ なかばる紀水苑	849-0102	みやき町大字簗原4260番地	0942-94-9211
7 ○	ショートステイ 花のみね式番館	849-0114	みやき町大字中津隈5919番地	0942-89-1855
8 ○	ショートステイサービス 野菊の里	849-0122	上峰町大字前牟田1896番地	0952-52-4655
9 ○	さがケアセンターそよ風	849-0123	上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-7970

短期入所療養介護

◎は介護予防事業所・介護事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ○	介護老人保健施設 寿夢の郷	841-0044	鳥栖市高田町205番地1	0942-84-5888
2 ○	医療法人社団三善会 山津医院	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-84-0011
3 ○	きやま高尾病院	841-0203	基山町大字園部270番地1	0942-92-4860
4 ○	短期入所サービス あおぞら	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
5 ○	介護老人保健施設 夢の里	849-0102	みやき町大字簗原1116番地1	0942-94-4488

特定施設入居者生活介護

◎は介護予防事業所・介護事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ◎	介護付有料老人ホーム南風Ⅱ番館	841-0047	鳥栖市今泉町2395番地1	0942-80-0022
2 ◎	介護付有料老人ホーム百楽仙	841-0056	鳥栖市蔵上4丁目292番地	0942-87-5557
3 ◎	介護付有料老人ホーム百楽仙別館	841-0056	鳥栖市蔵上4丁目293番地	0942-85-9926
4 ◎	介護付有料老人ホーム南風Ⅰ番館	841-0066	鳥栖市儀徳町2238番地1	0942-84-6020
5 ◎	ケア付有料老人ホームばんざい	841-0073	鳥栖市江島町3388番地1	0942-83-2286
6 ◎	シニアライフ SORA	841-0084	鳥栖市山浦町2963番地	0942-81-5050
7 ◎	ケアハウスあおぞら	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
8 ◎	介護付き有料老人ホーム紀水苑別館	849-0102	みやき町大字簗原4239番地3	0942-94-9231
9 ◎	介護付有料老人ホームケアライフ花の里	840-1101	みやき町大字西島3154番地1	0942-96-3877

施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

◎は介護事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ○	特別養護老人ホーム 寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目146番地1	0942-50-8740
2 ○	特別養護老人ホーム ひまわりの園	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-81-5125
3 ○	特別養護老人ホーム 真心の園	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-2301
4 ○	特別養護老人ホーム 花のみね	840-1101	みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3377
5 ○	特別養護老人ホーム なかばる紀水苑	849-0102	みやき町大字簗原4260番地	0942-94-9211
6 ○	特別養護老人ホーム 花のみね式番館	849-0114	みやき町大字中津隈5919番地	0942-89-1855
7 ○	特別養護老人ホーム 野菊の里	849-0122	上峰町大字前牟田1896番地	0952-52-4655

介護老人保健施設

◎は介護事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ○	介護老人保健施設 寿夢の郷	841-0044	鳥栖市高田町205番地1	0942-84-5888
2 ○	介護老人保健施設 あおぞら	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
3 ○	介護老人保健施設 夢の里	849-0102	みやき町大字簗原1116番地1	0942-94-4488

指定介護療養型医療施設

◎は介護事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ○	医療法人社団三善会 山津医院	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-84-0011
2 ○	きやま高尾病院	841-0203	基山町大字園部270番地1	0942-92-4860

●地域密着型サービス

認知症対応型通所介護

◎は介護予防事業所・介護事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ◎	デイサービスセンターほほえみ夢工房	841-0016	鳥栖市田代外町612番地7	0942-83-0186

認知症対応型通所介護（グループホーム共用型）

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ◎	グループホーム なの花	841-0014	鳥栖市桜町1424番地7	0942-87-8528
2 ○	ニチイケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-81-5161

小規模多機能型居宅介護

◎は介護予防事業所・介護事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ◎	小規模多機能型居宅介護 遊喜	841-0026	鳥栖市本鳥栖町814番地1	0942-50-8701
2 ◎	小規模多機能型居宅介護 はらだ会 陽光の里	841-0031	鳥栖市鎌田町283番地2	0942-80-5533
3 ◎	小規模多機能ホーム お元気横丁	841-0052	鳥栖市宿町1398番地12	0942-84-3216
4 ◎	小規模多機能きぼう原古賀センター	841-0071	鳥栖市原古賀町857番地1	0942-83-7926
5 ◎	小規模多機能介護事業所 いちょうの樹どうあん	841-0084	鳥栖市山浦町2977番地3	0942-87-7007
6 ◎	小規模多機能型居宅介護 たんぽぽ	849-0113	みやき町大字東尾2751番地2	0942-89-3889

サテライト小規模多機能型居宅介護

◎は介護予防事業所・介護事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ◎	小規模多機能きぼう蔵上センター	841-0054	鳥栖市蔵上町620番地1	0942-80-3463
2 ◎	小規模多機能きぼう基山センター	841-0203	基山町大字園部148番地3	0942-80-2750

看護小規模多機能型居宅介護

◎は介護事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ○	看護小規模多機能フィオーレとどろき	841-0061	鳥栖市轟木町1579番地1	0942-85-7775

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

◎は介護予防事業所・介護事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1 ◎	グループホーム 喜楽	841-0005	鳥栖市弥生が丘1丁目31番地	0942-81-5550
2 ◎	グループホーム 喜楽Ⅱ	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目6番地	0942-83-8855
3 ◎	グループホーム さくらの樹	841-0005	鳥栖市弥生が丘4丁目22番地	0942-82-5777
4 ◎	グループホーム こもれび	841-0012	鳥栖市田代昌町462番地1	0942-87-3456
5 ◎	グループホーム なの花	841-0014	鳥栖市桜町1424番地7	0942-87-8528
6 ◎	グループホーム けいしん壱番館	841-0024	鳥栖市原町688番地1 3階	0942-81-1185
7 ◎	グループホーム けいしん弐番館	841-0024	鳥栖市原町688番地1 2階	0942-82-1107
8 ◎	ニチイケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-81-5161
9 ◎	グループホーム すむのさと	841-0044	鳥栖市高田町206番地1	0942-84-5888

10	◎	グループホーム お元気ハウス	841-0052	鳥栖市宿町1399番地1	0942-84-3216
11	◎	グループホーム くらのうえ	841-0056	鳥栖市蔵上3丁目304番地	0942-80-6900
12	◎	グループホーム 安心とどろき	841-0061	鳥栖市轟木町1473番地3	0942-85-8907
13	◎	グループホーム「かがやきの里」とどろき	841-0061	鳥栖市轟木町1574番地	0942-84-4577
14	◎	グループホーム めぐみ	841-0066	鳥栖市儀徳町2907番地1	0942-48-1033
15	◎	グループホーム きぼう原古賀センター	841-0071	鳥栖市原古賀町854番地	0942-84-6427
16	◎	グループホーム 大樹	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-87-3561
17	◎	グループホーム みどりヶ丘	841-0084	鳥栖市山浦町2621番地1	0942-87-3232
18	◎	グループホーム どうあん	841-0084	鳥栖市山浦町2975番地5	0942-81-2022
19	◎	グループホーム 風のふく丘三ヶ敷	841-0203	基山町大字園部413番地2	0942-81-7814
20	◎	グループホーム クオーレ基山	841-0204	基山町大字宮浦885番地6	0942-81-7455
21	◎	グループホーム ありがとー	840-1102	みやき町大字天建寺2096番地3	0942-81-9181
22	◎	グループホーム ひまわりの郷	840-1105	みやき町大字寄人1997番地1	0942-81-9097
23	◎	グループホーム 安心いちたけ	840-1106	みやき町大字市武1234番地	0942-96-4737
24	◎	グループホーム 安心なかばる	849-0101	みやき町大字原古賀190番地3	0942-94-5331
25	◎	グループホーム きらら	849-0101	みやき町大字原古賀7470番地3	0942-94-9222
26	◎	グループホーム いっぽ	849-0102	みやき町大字篆原3067番地2	0942-94-9188
27	◎	グループホーム 安心しらかべ	849-0111	みやき町大字白壁244番地1	0942-89-3007
28	◎	グループホーム 和が家	849-0114	みやき町大字中津隈3864番地	0942-89-2133
29	◎	グループホーム のぎく	849-0122	上峰町大字前牟田1949番地	0952-52-4973
30	◎	グループホーム のぎく「かがやきの里」かみみね	849-0122	上峰町大字前牟田1896番地1	0952-53-5735
31	◎	さがケアセンターそよ風	849-0123	上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-6050
32	◎	グループホーム さくらんぼ	849-0124	上峰町大字堤1907番地1	0952-52-0208

地域密着型通所介護

区分	事業所名	〒	○は介護事業所	
			所在地	電話番号
1	◎ プロジェクトエース弥生が丘	841-0005	鳥栖市弥生が丘7丁目13番地	0942-85-9358
2	◎ デイサービス人と木	841-0024	鳥栖市原町1253番地1	0942-82-2716
3	◎ デイサービスセンタートクダ tosu	841-0037	鳥栖市本町2丁目83番地1	0942-85-8603
4	◎ 小規模デイサービスひだまり	841-0039	鳥栖市土井町200番地1	0942-85-8265
5	◎ デイサービスきたえるーむ鳥栖中央	841-0048	鳥栖市藤木町2番地1	0942-87-5011
6	◎ デイサービスセンターお元気広場	841-0052	鳥栖市宿町1108番地5	0942-84-3226
7	◎ デイサービスセンターあさひ	841-0073	鳥栖市江島町1880番地1	0942-82-2396
8	◎ 半日型デイサービス リハビリフィットネスばんざい	841-0073	鳥栖市江島町3388番地1	0942-83-2286
9	◎ デイサービス楽笑俱楽部鳥栖北	841-0081	鳥栖市萱方町194番地6	0942-82-4809
10	◎ デイサービスセンター本桜	841-0201	基山町大字小倉1673番地98	0942-85-9991
11	◎ voice 音 cafe	841-0204	基山町大字宮浦186番地57	0942-85-9024
12	◎ リハプライドらしく・らしく	849-0101	みやき町大字原古賀7385番地9	0942-80-0696

13	◎ 寄り合いステーションさくら坂	849-0101	みやき町大字原古賀6309番地67	0942-94-2071
14	◎ ミック健康の森みやき	849-0111	みやき町大字白壁690番地2 1階C号室	0942-89-5711
15	◎ 宅老所せどディサービスセンター	849-0112	みやき町大字江口1488番地	0942-89-9377
16	◎ デイサービス家族	849-0123	上峰町大字坊所3153番地1	0952-55-7878

わが家の介護メモ

居宅介護支援事業所 ケアプランの作成や、サービス事業所との連絡・調整を行います

居宅サービス事業所 ケアプランにもとづいて居宅のサービスを提供します

その他の連絡先



お問い合わせは

鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

ホームページアドレス：<https://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>

出前講座・その他総務に関すること……………総務課 総務係
☎0942-81-4825 FAX.0942-85-2084

介護保険料に関すること……………総務課 収納対策室 介護保険料係
☎0942-85-3637 FAX.0942-85-2084

要介護・要支援認定に関すること……………介護保険課 認定係
介護保険給付に関すること……………介護保険課 紹介係
☎0942-81-3315 FAX.0942-81-3316

地域支援事業(介護予防・総合事業)に関すること…介護保険課 地域支援係
☎0942-81-3111 FAX.0942-81-3316

または

鳥栖市にお住まいの方 鳥栖市役所 社会福祉課 ☎0942-85-3554 (直通)
基山町にお住まいの方 基山町役場 福祉課 ☎0942-92-7964 (直通)
みやき町にお住まいの方 みやき町地域包括支援センター ☎0942-89-3371 (直通)
上峰町にお住まいの方 上峰町役場 健康福祉課 ☎0952-52-7413 (直通)

鳥栖地区介護支援専門員協議会
鳥栖地区訪問介護事業所連絡協議会
鳥栖地区高齢者グループホーム事業所連絡協議会
鳥栖・三養基地区訪問看護ステーション連絡協議会

鳥栖地区介護関連協議会
ホームページアドレス

<http://www.tosukaigo.com/>

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられる
よう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。